

川内原子力発電所 参考資料	
資料番号	S S s - 2 (比較) - 0
提出年月日	2023年8月29日

川内原子力発電所 1号炉及び2号炉

標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う
設置変更許可申請書の変更要否の整理について

伊方発電所 3号炉との比較表

2023年8月

九州電力株式会社

【川内 1, 2 号】川内標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請書の変更要否の整理について 比較表

伊方発電所 3 号炉（令和 4 年 1 月 18 日提出版）	川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉	差異理由																
<p>目 次</p> <table> <tr> <td>1. 概要 -----</td><td>1</td></tr> <tr> <td>2. 確認方法 -----</td><td>2</td></tr> <tr> <td>3. 確認結果 -----</td><td>10</td></tr> <tr> <td>4. まとめ -----</td><td>23</td></tr> </table> <p>添付資料 1 標準応答スペクトル考慮に伴う事故シーケンスグループ選定への影響について 添付資料 2 基準津波と組み合わせる地震について</p> <p>i</p>	1. 概要 -----	1	2. 確認方法 -----	2	3. 確認結果 -----	10	4. まとめ -----	23	<p>目 次</p> <table> <tr> <td>1. 概 要</td><td>1</td></tr> <tr> <td>2. 確認方法</td><td>2</td></tr> <tr> <td>3. 確認結果</td><td>6</td></tr> <tr> <td>4. まとめ</td><td>22</td></tr> </table> <p>添付資料 1 標準応答スペクトル考慮に伴う事故シーケンスグループ選定への影響について 添付資料 2 基準津波と組み合わせる地震について</p> <p>i</p>	1. 概 要	1	2. 確認方法	2	3. 確認結果	6	4. まとめ	22	
1. 概要 -----	1																	
2. 確認方法 -----	2																	
3. 確認結果 -----	10																	
4. まとめ -----	23																	
1. 概 要	1																	
2. 確認方法	2																	
3. 確認結果	6																	
4. まとめ	22																	

【川内 1, 2 号】川内標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請書の変更要否の整理について 比較表

伊方発電所 3 号炉（令和 4 年 1 月 18 日提出版）	川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉	差異理由
<p>1. 概要</p> <p>令和3年4月21日に「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」（以下「解釈」という。）等が一部改正され、基準地震動評価について、震源を特定せず策定する地震動のうち全国共通に考慮すべき地震動として、標準応答スペクトルを考慮した評価が新たに規制に取り入れられた。</p> <p>基準地震動については、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下「設置許可基準規則」という。）の第4条「地震による損傷の防止」で定義されているが、その他の条文の適合性の確認でも、幅広く用いている。</p> <p>そこで、標準応答スペクトルを考慮した評価に基づき策定した基準地震動Ss-3-3を追加した設置変更許可申請にあたり、令和2年9月16日付け原規規発第2009168号にて許可を受けた設置変更許可申請書（以下「既許可申請書」という。）から変更すべき事項を網羅的に抽出しており、本資料ではその妥当性について説明するものである。</p>	<p>1. 概要</p> <p>令和 3 年 4 月 21 日に「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」（以下「解釈」という。）等が一部改正され、基準地震動評価について、震源を特定せず策定する地震動のうち全国共通に考慮すべき地震動として、標準応答スペクトルを考慮した評価が新たに規制に取り入れられた。</p> <p>基準地震動については、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下「設置許可基準規則」という。）の第 4 条「地震による損傷の防止」で定義されているが、その他の条文の適合性の確認でも、幅広く用いている。</p> <p>そこで、標準応答スペクトルを考慮した評価に基づき策定した基準地震動 Ss-3 を追加した設置変更許可申請にあたり、令和 2 年 10 月 21 日付け原規規発 2010213 号にて許可を受けた設置変更許可申請書（以下「既許可申請書」という。）から変更すべき事項を網羅的に抽出しており、本資料ではその妥当性について説明するものである。</p>	

【川内 1, 2 号】川内標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請書の変更要否の整理について 比較表

伊方発電所 3 号炉（令和 4 年 1 月 18 日提出版）	川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉	差異理由
<p>2. 確認方法</p> <p>既許可申請書について、基準地震動及び弾性設計用地震動（以下「基準地震動等」という。）に対する設計方針や評価結果の記載の有無を確認するとともに、Ss-3の追加に伴う記載内容の変更要否を検討する。</p> <p>併せて、既許可申請書に対する安全審査資料から基準地震動等の評価を抽出し、既許可申請書に記載の内容に影響を及ぼすかどうか確認する。</p> <p>本検討フローを第2-1図に示す。</p> <p>【検討フロー詳細】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①既許可申請書を網羅的に確認し、基準地震動等に対する設計方針や評価結果の記載の有無を抽出する。 ②抽出した記載のうち、基準地震動等に対する評価結果については、Ss-3の追加に伴い、既許可申請書に記載の評価結果に影響するか検討を行い、影響する場合は、設置変更許可申請書において、評価を実施の上、同申請書に反映する。 ③既許可申請書に記載の設計方針を決定するにあたり、基準地震動等に対する評価結果に基づいていないか確認するため、既許可申請書に対する安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価結果を網羅的に抽出する。確認した安全審査資料を第2-1表に示す。 <p>ここで、第2-2図に示すとおり、追加する基準地震動Ss-3-3は、水平方向においては、既存の基準地震動Ss-1に包絡されており、鉛直方向においては、既存の基準地震動を上回っている周期帯があるものの、その範囲は狭く、超過している割合も小さい。具体的な加速度の超過割合としては、周期約0.035秒（以下「超過周期1」という。）において1%未満、周期約0.07～0.09秒（以下「超過周期2」という。また、超過周期1及び超過周期2を合わせて、以下「超過周期」という。）において7%未満（以下「最大超過率」という。）である。一般的な施設の耐震評価において、水平方向の地震力が支配的であることに加え、追加する基準地震動Ss-3-3の水平方向の加速度は、既存の基準地震動Ss-1に対して、超過周期1において約95%、超過周期2において約91%であることを踏まえれば、設計及び工事計画認可申請書への見通しを有する。</p> <p>よって、安全審査資料において、基準地震動等に対する評価結果が記載されているが、その評価結果が（設計及び）工事計画認可申請書に対する見通しを示すものであって、改めて（設計及び）工事計画認可申請書若しくは同申請書の補足説明資料にて評価結果を示している内容については、同申請手続きの中で評価結果をお示しすることとし、抽出の対象外とする。</p> <p>なお、設計及び工事計画認可申請においては、認可実績のある評価手法を</p>	<p>2. 確認方法</p> <p>既許可申請書について、基準地震動及び弾性設計用地震動（以下「基準地震動等」という。）に対する設計方針や評価結果の記載の有無を確認するとともに、Ss-3の追加に伴う記載内容の変更要否を検討する。</p> <p>併せて、既許可申請書に対する安全審査資料から基準地震動等の評価を抽出し、既許可申請書に記載の内容に影響を及ぼすかどうか確認する。</p> <p>本検討のフローを第2-1図に示す。</p> <p>【検討フロー詳細】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①既許可申請書を網羅的に確認し、基準地震動等に対する設計方針や評価結果の記載の有無を抽出する。 ②抽出した記載のうち、基準地震動等に対する評価結果については、Ss-3の追加に伴い、既許可申請書に記載の評価結果に影響するか検討を行い、影響する場合は、設置変更許可申請書において、評価を実施の上、同申請書に反映する。 ③既許可申請書に記載の設計方針を決定するにあたり、基準地震動等に対する評価結果に基づいていないか確認するため、既許可申請書に対する安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価結果を網羅的に抽出する。確認した安全審査資料を第2-1表に示す。 <p>ここで、第2-2図に示すとおり、追加する基準地震動Ss-3（令和5年7月28日付け第1173回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合にて提示した基準地震動Ss-3）の超過周期及び超過割合は、水平方向については、約0.2秒より短周期側において最大5割程度、鉛直方向については、主に約0.1秒より短周期側において最大7割程度である。</p> <p>安全審査資料において、基準地震動等に対する評価結果が記載されているが、その評価結果が設計及び工事計画認可申請書に対する見通しを示すものであって、改めて設計及び工事計画認可申請書若しくは同申請書の補足説明資料にて評価結果を示している内容については、基準地震動Ss-3の超過周期及び超過割合を踏まえ、既許可申請書の設計方針を変更する必要はないことを確認した場合において、抽出の対象外とする。</p> <p>なお、設計及び工事計画認可申請においては、認可実績のある評価手法を採用し、必要に応じて支持構造物の追設等の耐震工事等を実施することで、設置変更許可申請書の設計方針に基づいた申請を行う。</p> <p>また、基準地震動Ss-3の追加が、評価結果や考察に影響を与えない内容についても、その根拠を示した上で抽出の対象外とする。</p> <p>④基準地震動等に対する設計方針の記載について、③での確認結果も踏まえ、記載変更の必要性について検討する。</p>	<p>・川内 1, 2 号では、水平方向において Ss-3 が現行 Ss を上回っているため、安全審査資料の抽出にあたっては、設工認申請書の評価結果を確認し、既許可申請書の設計方針への影響を考察した上で、抽出要否を判断することとした。</p>

【川内 1, 2 号】川内標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請書の変更要否の整理について 比較表

伊方発電所 3 号炉（令和 4 年 1 月 18 日提出版）	川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉	差異理由
<p>採用し、必要に応じて支持構造物の追設等の耐震工事等を実施することで、 設置変更許可申請書の設計方針に基づいた申請を行う。</p> <p>また、基準地震動Ss-3-3の追加が、評価結果や考察に影響を与えない内容 についても、その根拠を示した上で抽出の対象外とする。</p> <p>④基準地震動等に対する設計方針の記載について、③での確認結果も踏まえ、 記載変更の必要性について検討する。</p>		

【川内 1, 2 号】川内標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請書の変更要否の整理について 比較表

伊方発電所 3 号炉（令和 4 年 1 月 18 日提出版）	川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉	差異理由
<pre> graph TD A[既許可申請書の確認] --> B{①既許可申請書に基準地震動等に係る記載はあるか？} B -- No --> C[変更対象外] B -- Yes --> D{②Ss-3追加に伴い既許可申請書に記載の評価結果に影響するか？} D -- No --> E[確認を実施し、④の検討に考慮する] D -- Yes --> F[申請時に評価を実施] F --> G{④Ss-3追加に伴い設計方針等の申請書記載事項に変更有はるか？} G -- No --> H[変更内容を申請] G -- Yes --> I[変更対象外] E --> J[③安全審査資料における基準地震動等に係る評価の抽出] J --> K{②Ss-3追加に伴い既許可申請書に記載の評価結果に影響するか？} K -- No --> L[確認を実施し、④の検討に考慮する] K -- Yes --> M[申請時に評価を実施] M --> N{④Ss-3追加に伴い設計方針等の申請書記載事項に変更有はるか？} N -- No --> O[変更内容を申請] N -- Yes --> P[変更対象外] </pre> <p>※ その評価結果が(設計及び)工事計画認可申請書に対する見通しを示すものであって、改めて(設計及び)工事計画認可申請書若しくは同申請書の補足説明資料にて評価結果を示しているもの、並びに基準地震動Ss-3-3の追加が評価結果や考察に影響を与えないものは除く。</p>	<pre> graph TD A[既許可申請書の確認] --> B{①既許可申請書に基準地震動等に係る記載はあるか？} B -- No --> C[変更対象外] B -- Yes --> D{②Ss-3追加に伴い既許可申請書に記載の評価結果に影響するか？} D -- No --> E[確認を実施し、④の検討に考慮する] D -- Yes --> F[申請時に評価を実施] F --> G{④Ss-3追加に伴い設計方針等の申請書記載事項に変更有はるか？} G -- No --> H[変更内容を申請] G -- Yes --> I[変更対象外] E --> J[③安全審査資料における基準地震動等に係る評価の抽出] J --> K{②Ss-3追加に伴い既許可申請書に記載の評価結果に影響するか？} K -- No --> L[確認を実施し、④の検討に考慮する] K -- Yes --> M[申請時に評価を実施] M --> N{④Ss-3追加に伴い設計方針等の申請書記載事項に変更有はるか？} N -- No --> O[変更内容を申請] N -- Yes --> P[変更対象外] </pre> <p>※ その評価結果が設計及び工事計画認可申請書に対する見通しを示すものであって、改めて設計及び工事計画認可申請書若しくは同申請書の補足説明資料にて評価結果を示しているものについては、Ss-3 の超過周期及び超過割合を踏まえ既許可申請書の設計方針を変更する必要はないことを確認した場合において、抽出の対象外とする。また、基準地震動Ss-3の追加が評価結果や考察に影響を与えないものについても、抽出の対象外とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 川内 1, 2 号では、水平方向において Ss-3 が現行 Ss を上回っているため、安全審査資料の抽出にあたっては、設工認申請書の評価結果を確認し、既許可申請書の設計方針への影響を考察した上で、抽出要否を判断することとした。

第2-1図 基準地震動Ss-3-3の追加に伴う既許可申請書への影響検討フロー

第 2-1 図 Ss-3 追加に伴う既許可申請書の変更要否検討フロー

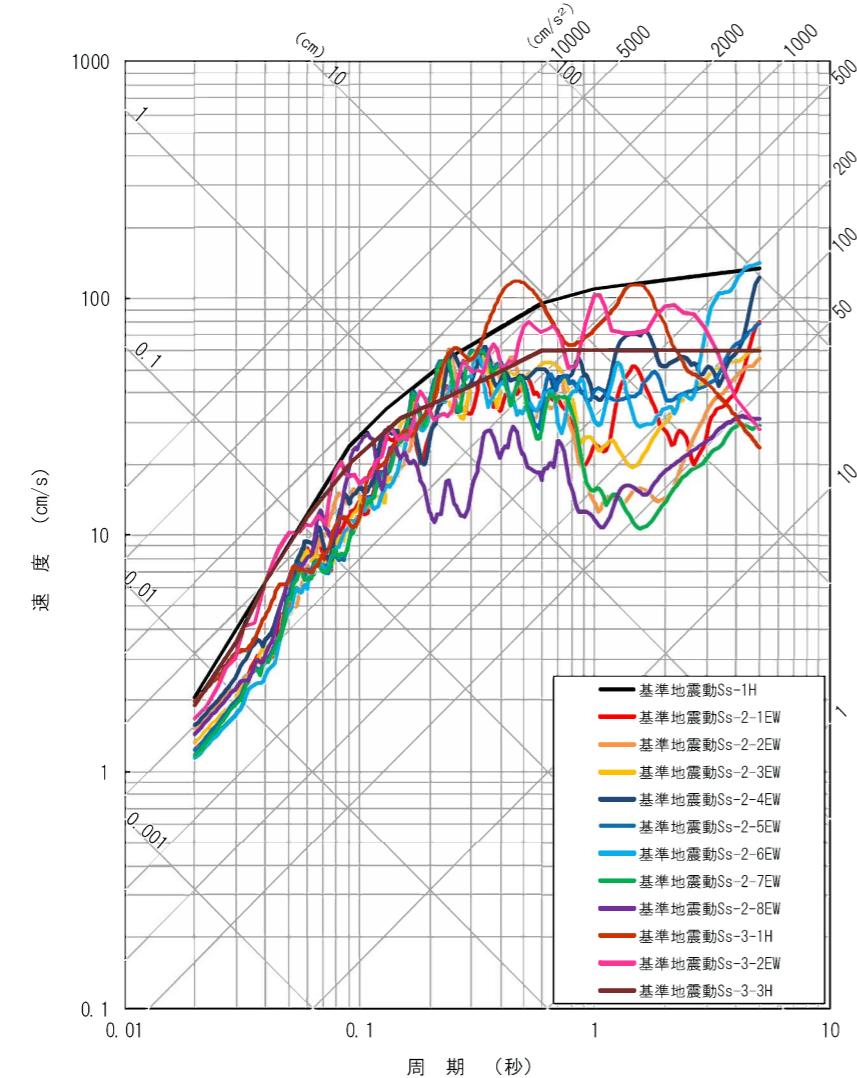
【川内 1, 2 号】川内標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請書の変更要否の整理について 比較表

伊方発電所 3 号炉（令和 4 年 1 月 18 日提出版）	川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉	差異理由

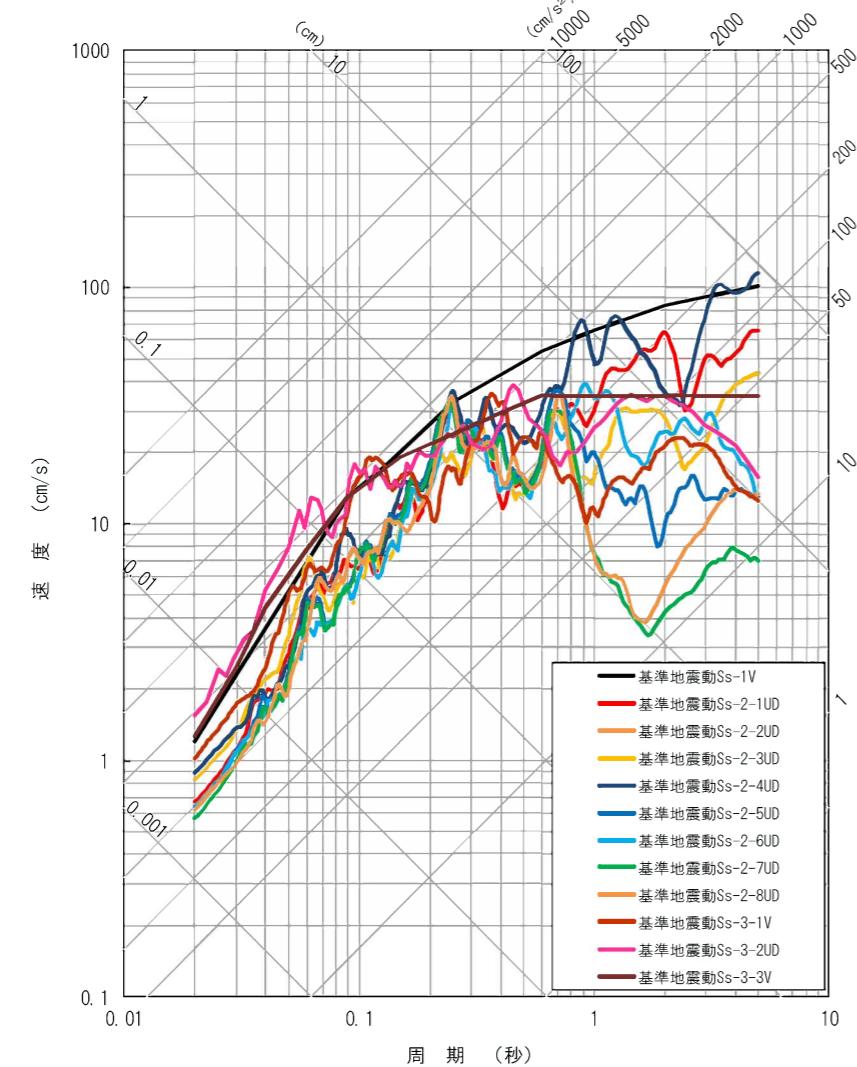
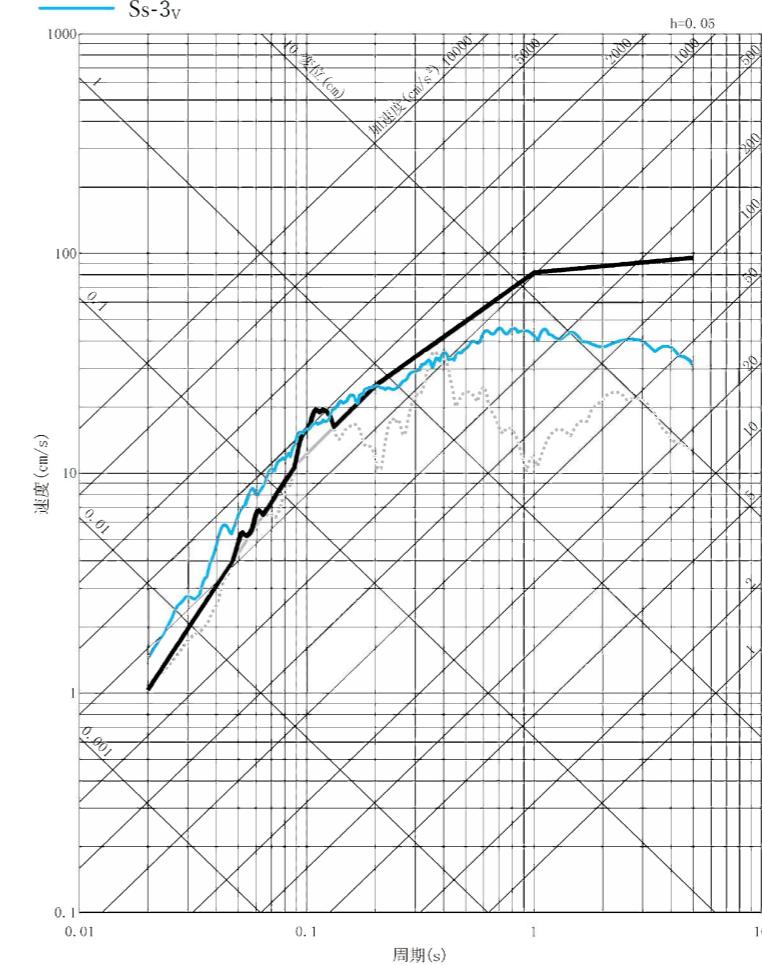
第2-2図 (1/3) 基準地震動Ss-3-3と既存の基準地震動の比較（水平[NS]方向）

第2-2図 (1/2) Ss-3 と現行の基準地震動 Ss-1,2 の比較（水平方向）

【川内 1, 2 号】川内標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請書の変更要否の整理について 比較表

伊方発電所 3 号炉（令和 4 年 1 月 18 日提出版）	川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉	差異理由
 <p>第2-2図 (2/3) 基準地震動Ss-3-3と既存の基準地震動の比較（水平[EW]方向）</p>		

【川内 1, 2 号】川内標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請書の変更要否の整理について 比較表

伊方発電所 3 号炉（令和 4 年 1 月 18 日提出版）	川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉	差異理由
 <p>第2-2図 (3/3) 基準地震動Ss-3-3と既存の基準地震動の比較（鉛直方向）</p>	 <p>第2-2図 (2/2) Ss-3と現行の基準地震動 Ss-1,2 の比較（鉛直方向）</p>	

【川内 1, 2 号】川内標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請書の変更要否の整理について 比較表

伊方発電所3号炉（令和4年11月18日提出版）

差異理由

第2-1表 確認した安全審査資料（1／2）

案件	許可番号 (許可司)	安全審査資料名 (提出日)	
核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の運転に対する法律の改正に伴う重大事故等の整備等	原規発第150151号 (平成27年7月15日)	DB-8-22 設置許可基準規則等への適合性について（非常用ガスラー・ビン・発電機）（平成29年10月4日）	
原規発第1610238号 (平成28年11月2日)	Sa-08-01 重大事故対応の有効性評価 Sa-10-01 重い通用原子炉子炉設置者の重大事故の発生及び炉内の修正に必要な措置を実施するため、安全審査資料は提出していない Sa-10-04 重い通用原子炉子炉設置者の重大事故の発生及び炉内の修正に必要な措置を実施するため、安全審査資料は提出していない	SA-08-01 (社)会員 (平成27年7月8日) SA-10-01 (社)会員 (平成27年7月8日) SA-10-04 (社)会員 (平成27年7月8日)	
核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の運転に対する法律の改正に伴う重大事故等の整備等	原規発第1710013号 (平成29年10月4日)	GI-1-3 設置許可基準規則等への適合性について（非常用ガスラー・ビン・発電機）（平成29年10月4日） GI-2-2 設置許可基準規則等への適合性について（非常用ガスラー・ビン・発電機）（補足説明資料（平成29年10月4日）） GI-3-1 「実用審査用原子炉に係る審査用原子炉設備者の重大事故の発生及び炉内の修正に必要な措置を実施するため、安全審査資料は提出していない GI-4-1 設置許可基準規則等への適合性について（非常用ガスラー・ビン・発電機）（補足説明資料（平成29年10月4日）） BAT-1-7 設置許可基準規則等への適合性について（所内常設直流電源設備（3系統目））（補足説明資料（平成29年10月4日）） BAT-2-5 設置許可基準規則等への適合性について（所内常設直流電源設備（3系統目））（補足説明資料（平成30年4月10日）） BAT-3-1 原子炉等規制法第4・3条の3の6第1項第2号（経営的基盤に係る部分）に係る審査指針への適合性について（所内常設直流電源設備（3系統目））（補足説明資料（平成30年3月13日）） BAT-4-4 原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について（3号原子炉施設の変更）に係る原子炉等規制法第4・3条の3の6第1項第1号（平成30年3月13日） BAT-5-2 伊方発電所の通用原子炉の設置用原子炉の設置変更（原子炉等規制法第4・3条の3の6第1項第2号）（平成30年3月13日）	GI-1-3 設置許可基準規則等への適合性について（非常用ガスラー・ビン・発電機）（平成29年10月4日） GI-2-2 設置許可基準規則等への適合性について（非常用ガスラー・ビン・発電機）（補足説明資料（平成29年10月4日）） GI-3-1 「実用審査用原子炉に係る審査用原子炉設備者の重大事故の発生及び炉内の修正に必要な措置を実施するため、安全審査資料は提出していない GI-4-1 設置許可基準規則等への適合性について（非常用ガスラー・ビン・発電機）（補足説明資料（平成29年10月4日）） BAT-1-7 設置許可基準規則等への適合性について（所内常設直流電源設備（3系統目））（補足説明資料（平成29年10月4日）） BAT-2-5 設置許可基準規則等への適合性について（所内常設直流電源設備（3系統目））（補足説明資料（平成30年4月10日）） BAT-3-1 原子炉等規制法第4・3条の3の6第1項第2号（経営的基盤に係る部分）に係る審査指針への適合性について（所内常設直流電源設備（3系統目））（補足説明資料（平成30年3月13日）） BAT-4-4 原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について（3号原子炉施設の変更）に係る原子炉等規制法第4・3条の3の6第1項第1号（平成30年3月13日） BAT-5-2 伊方発電所の通用原子炉の設置用原子炉の設置変更（原子炉等規制法第4・3条の3の6第1項第2号）（平成30年3月13日）

本施設の記載内容は機密に係る事項を含むため、伊方発電所安全審査資料S1-2参考（機密情報記載箇所抹消）に示す。

第2-1表 確認した安全審査資料（1／2）

案件	許可番号 (許可司)	安全審査資料名 (提出日)		
核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の運転に対する法律の改正に伴う重大事故等の整備等	原規発第169502号 (平成29年9月10日)	BM-003 及び GI-10 設置許可基準規則等への適合性について（常設直流電源設備（3系統目））（平成29年9月8日） SA-077 及び 107 川内原1号発電所1号炉及び2号炉の設置用原子炉設備の発電能力の削減（平成29年9月8日） SA-082 及び 70 川内原1号発電所1号炉及び2号炉の設置用原子炉設備の発電能力の削減（平成29年9月8日）		
核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の運転に対する法律の改正に伴う重大事故等の整備等	原規発第1806272号 (平成30年6月27日)	SA-094 及び 68 川内原1号発電所の常設直流電源設備の発電能力の削減（平成29年9月8日）		
「原発規制法第4・3条の3の6第1項第2号」に係る適合状況説明資料（平成30年3月13日）	BAT-2-5 原子炉等規制法第4・3条の3の6第1項第2号（経営的基盤に係る部分）に係る審査指針への適合性について（所内常設直流電源設備（3系統目））（平成30年4月10日）	原規発第1610237号 (平成28年11月2日)	原規発第1610237号 (平成28年11月2日)	
原規発第1700282号 (平成29年2月8日)	BV-001 及び 12 川内原1号発電所1号炉及び2号炉の設置用原子炉設備の発電能力の削減（平成28年10月31日） BV-002 及び 5 川内原1号発電所1号炉及び2号炉の設置用原子炉設備の発電能力の削減（平成28年10月31日） BV-003 及び 5 川内原1号発電所1号炉及び2号炉の設置用原子炉設備の発電能力の削減（平成28年10月31日）	原規発第1700282号 (平成29年2月8日)	原規発第1700282号 (平成29年2月8日)	
原規発第170052号 (平成29年4月5日)	BV-001 及び 12 川内原1号発電所1号炉及び2号炉の設置用原子炉設備の発電能力の削減（平成28年10月31日） BV-002 及び 5 川内原1号発電所1号炉及び2号炉の設置用原子炉設備の発電能力の削減（平成28年10月31日） BV-003 及び 5 川内原1号発電所1号炉及び2号炉の設置用原子炉設備の発電能力の削減（平成28年10月31日）	原規発第170052号 (平成29年4月5日)	原規発第170052号 (平成29年4月5日)	
特定重大事故対応施設の設置	原規発第1701052号 (平成30年4月3日)	BAU-001 及び 6 川内原1号発電所1号炉及び2号炉の設置用原子炉設備の発電能力の削減（平成29年1月23日） BAU-002 及び 5 川内原1号発電所1号炉及び2号炉の設置用原子炉設備の発電能力の削減（平成29年1月23日） BAU-003 及び 5 川内原1号発電所1号炉及び2号炉の設置用原子炉設備の発電能力の削減（平成29年1月23日）	原規発第1701052号 (平成30年4月3日)	原規発第1701052号 (平成30年4月3日)
重大事故に対するたよりの岩手地盤の対応	原規発第1800373号 (平成30年3月7日)	BAU-001 及び 6 川内原1号発電所1号炉及び2号炉の設置用原子炉設備の発電能力の削減（平成29年1月23日） BAU-002 及び 5 川内原1号発電所1号炉及び2号炉の設置用原子炉設備の発電能力の削減（平成29年1月23日） BAU-003 及び 5 川内原1号発電所1号炉及び2号炉の設置用原子炉設備の発電能力の削減（平成29年1月23日）	原規発第1800373号 (平成30年3月7日)	原規発第1800373号 (平成30年3月7日)
東田発電用原子炉及びその附属施設の設置	原規発第1901166号 (平成31年1月16日)	BAU-001-3 川内原1号発電所1号炉及び2号炉の設置用原子炉設備の発電能力の削減（平成30年1月8日） BAU-003-5 川内原1号発電所1号炉及び2号炉の設置用原子炉設備の発電能力の削減（平成30年1月8日）	原規発第1901166号 (平成31年1月16日)	原規発第1901166号 (平成31年1月16日)
東田発電用原子炉及びその附属施設の設置	原規発第1901167号 (平成31年1月16日)	川内原1号発電所1号炉及び2号炉の設置用原子炉設備の発電能力の削減（平成30年1月8日） いて（平成30年1月29日）	原規発第1901167号 (平成31年1月16日)	原規発第1901167号 (平成31年1月16日)

6

【川内 1,2 号】川内標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請書の変更要否の整理について 比較表

【川内 1, 2 号】川内標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請書の変更要否の整理について 比較表

伊方発電所 3 号炉（令和 4 年 1 月 18 日提出版）	川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉	差異理由
<p>3. 確認結果</p> <p>3.1 既許可申請書の抽出結果 既許可申請書を網羅的に確認し、基準地震動等に対する設計方針や評価結果の記載を抽出した。（第2-1図①） 抽出結果を第3-1表に示す。なお、添付書類八のうち、「1.12 原子炉設置変更許可申請に係る安全設計の方針」については、申請毎の安全設計の方針を記載したものであり、申請により更新するものではないため、確認を省略する。</p> <p>3.2 Ss-3-3追加に伴い影響する評価結果の抽出結果 3.1項で抽出した記載のうち、基準地震動等に対する評価結果については、Ss-3-3の追加に伴い、評価結果に影響するか検討を行った。（第2-1図②） 検討の結果、Ss-3-3追加に伴い評価結果に影響する項目として、第3-1表の橙色ハッチングで示した添付書類六の「3. 地盤」に記載の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価結果、並びに「5. 地震」に記載の基準地震動の策定結果が抽出された。これらについて、Ss-3-3追加に伴い変更が必要となる結果については、設置変更許可申請書に記載し、申請を行った。</p> <p>3.3 安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価結果の抽出結果 既許可申請書に記載の設計方針を決定するにあたり、基準地震動等に対する評価結果に基づいていないか確認するため、既許可申請書に対する安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価結果を網羅的に抽出した。（第2-1図③） 抽出結果を第3-2表に示す。記載されている基準地震動等に対する評価結果については、いずれも基準地震動等の追加が、その評価結果や考察に影響を与えないか、若しくは（設計及び）工事計画認可申請書に対する見通しを示すものであって、改めて（設計及び）工事計画認可申請書若しくは同申請書の補足説明資料にて評価結果を示している内容であることを確認したことから、既許可申請書に記載の設計方針に影響を与えるものはないことを確認した。 なお、既許可申請書に対する安全審査資料において、（設計及び）工事計画認可申請書に対する見通しを示した評価結果については、基準地震動 Ss-3-3 追加に伴う設計及び工事計画への見通しについても、同表にて考察を行い、見通しを得ている。 ②</p> <p>3.4 設計方針等の変更の必要性の検討結果 3.3項にて、安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価結果は、既許可申請書に影響を与えないことを確認したことから、3.1項の抽出結果のうち、</p>	<p>3. 確認結果</p> <p>3.1 既許可申請書の抽出結果 既許可申請書を網羅的に確認し、基準地震動等に対する設計方針や評価結果の記載を抽出した。（第2-1図①） 抽出結果を第3-1表に示す。なお、添付書類八のうち、「1.12 原子炉設置変更許可申請に係る安全設計の方針」については、申請毎の安全設計の方針を記載したものであり、申請毎に更新するものではないため、確認を省略する。</p> <p>3.2 Ss-3 追加に伴い影響する評価結果の抽出結果 3.1項で抽出した記載のうち、基準地震動等に対する評価結果については、Ss-3 の追加に伴い、評価結果に影響するか検討を行った。（第2-1図②） 検討の結果、Ss-3 追加に伴い評価結果に影響する項目として、第3-1表の橙色ハッチングで示した添付書類六の「7.5 地震」に記載の基準地震動の策定結果、並びに「7.6 原子炉建屋等の基礎地盤及び周辺斜面の安定性」に記載の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価結果が抽出された。これらについて、Ss-3 追加に伴い変更が必要となる結果については、設置変更許可申請書に記載し、申請を行った。</p> <p>3.3 安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価結果の抽出結果 既許可申請書に記載の設計方針を決定するにあたり、基準地震動等に対する評価結果に基づいていないか確認するため、既許可申請書に対する安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価結果を網羅的に抽出した。（第2-1図③） 抽出結果を第3-2表に示す。記載されている基準地震動等に対する評価結果については、以下の(1)又は(2)の事項に該当することから、既許可申請書に記載の設計方針に影響を与えるものではないことを確認した。 (1)基準地震動等の追加が、その評価結果や考察に影響を与えないこと (2)設計及び工事計画認可申請書に対する見通しを示すものであって、改めて設計及び工事計画認可申請書若しくは同申請書の補足説明資料にて評価結果を示している内容については、基準地震動 Ss-3 の超過周期及び超過割合を踏まえ、既許可申請書の設計方針を変更する必要はないこと ①</p> <p>なお、基準地震動 Ss-3 追加に伴う施設への影響については、新規制基準適合性設工認以降の既設工認申請書に評価結果が記載された施設を対象として、網羅的に確認している。具体的には、基準地震動 Ss-3 の水平方向及び鉛直方向の超過周期に固有周期を有する施設を対象として、基準地震動 Ss-3 の超過割合と施設の現行裕度を基に考察した結果、いずれも認可実績のある評価手法の適用及び ②</p>	<p>① 川内 1, 2 号では、水平方向において Ss-3 が現行 Ss を上回っているため、安全審査資料の抽出にあたっては、設工認申請書の評価結果を確認し、既許可申請書の設計方針への影響を考察した上で、抽出要否を判断することとした。</p> <p>② 川内 1, 2 号では、水平方向において Ss-3 が現行 Ss を上回っているため、施設への影響確認にあたっては、設工認申請書を網羅的に確認した上で、既許可の設計方針を変更する必要はないことを確認している。</p>

【川内 1, 2 号】川内標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請書の変更要否の整理について 比較表

伊方発電所 3 号炉（令和 4 年 1 月 18 日提出版）	川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉	差異理由
<p>設計方針について、基準地震動等の追加に伴い記載変更の必要性について検討した。（第2-1図④）</p> <p>検討結果を第3-3表に示す。記載のほとんどが、基準地震動又は弾性設計用地震動による地震力で設計する方針の記載であるが、基準地震動等の追加を考慮した場合でも「基準地震動又は弾性設計用地震動による地震力で設計する」という基本的設計方針の変更はない。 ①</p> <p>なお、添付書類五については、最新の技術者数等を更新し、添付書類十一については、本申請における品質管理を記載する。</p>	<p>(前頁より) 支持構造物の追設等が可能であることから、耐震安全性を満足する見通しであり、既許可の設計方針を変更する必要はないことを確認した。</p> <p>3.4 設計方針等の変更の必要性の検討結果 3.3 項にて、安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価結果は、既許可申請書に影響を与えないことを確認したことから、3.1 項の抽出結果のうち、設計方針について、基準地震動等の追加に伴う記載変更の必要性について検討した。（第2-1図④）</p> <p>検討結果を第3-3表に示す。記載のほとんどが、基準地震動又は弾性設計用地震動による地震力で設計する方針の記載であるが、基準地震動等の追加を考慮した場合でも「基準地震動又は弾性設計用地震動による地震力で設計する」という基本的設計方針の変更はない。</p> <p>なお、今回の弾性設計用地震動の設定にあたっては、現行の基準地震動 Ss-1,2 に対する係数 0.6 とは異なる値を設定することとした。具体的には、基準地震動 Ss-3 に対して係数 0.5 を乗じることで、基準地震動 Ss-1 の応答スペクトルを包括することを確認したため、これを弾性設計用地震動 Sd-3 として設定した。 ①</p> <p>添付書類五については、最新の技術者数等を更新し、添付書類十一については、本申請における品質管理を記載する。</p>	<p>① 川内 1, 2 号では、Sd-3 の設定にあたって、現行の Sd-1, 2 とは異なる係数を設定することとした。これは設置許可申請書の本文記載事項の変更を伴うため、今回申請における変更箇所として記載した。</p>

【川内 1, 2 号】川内標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請書の変更要否の整理について 比較表

伊方発電所 3 号炉（令和 4 年 1 月 18 日提出版）	川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉	差異理由																																																																																																																																																												
<p>第 3-1 表 鮎許可申請書の抽出結果（1 / 3）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">既許可申請書</th> <th>基準地盤動等に関する記載概要（記載がある場合のみ）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二号</td><td>使用の目的</td><td>-</td></tr> <tr> <td>三号</td><td>発電用原子炉の型式、熱出力及び基數</td><td>-</td></tr> <tr> <td>四号</td><td>発電用原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地</td><td>-</td></tr> <tr> <td>五号</td><td>発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備</td><td>・各施設について、設置許可基準規則で求められている地震性能等を有する地盤による影響等を想定する。</td></tr> <tr> <td>六号 イ</td><td>充電用原子炉施設の位置</td><td>・アセスメントによる重大事故等に対して対処及び耐震強度のスベクトル形状及び時刻歴変動量を考慮する。</td></tr> <tr> <td>六号 ロ</td><td>充電用原子炉施設の候補地</td><td>・耐震設計（入力地震による地盤変動量を考慮）の設計方針を記載。</td></tr> <tr> <td>七号 ハ</td><td>原子炉本体構造及び設備</td><td>-</td></tr> <tr> <td>五号 ニ</td><td>核燃料物質の貯蔵及び設備</td><td>-</td></tr> <tr> <td>五号 ヲ</td><td>貯蔵用原子炉施設の構造及び設備</td><td>-</td></tr> <tr> <td>五号 ヘ</td><td>放射性廃棄物の発生施設の構造及び設備</td><td>-</td></tr> <tr> <td>五号 ト</td><td>放射性廃棄物の発生施設の構造及び設備</td><td>-</td></tr> <tr> <td>五号 チ</td><td>放射性廃棄物の構造及び設備</td><td>-</td></tr> <tr> <td>五号 リ</td><td>原水冷却系施設の構造及び設備</td><td>-</td></tr> <tr> <td>五号 ヌ</td><td>原水冷却系施設の構造及び設備</td><td>-</td></tr> <tr> <td>五号 ム</td><td>放射性廃棄物の発生施設の構造及び設備</td><td>-</td></tr> <tr> <td>五号 ベ</td><td>放射性廃棄物の発生施設の構造及び設備</td><td>-</td></tr> <tr> <td>六号</td><td>発電用原子炉施設の工事計画</td><td>-</td></tr> <tr> <td>七号</td><td>燃料物質の種類及びその半減半定期</td><td>-</td></tr> <tr> <td>七号 イ</td><td>種類</td><td>-</td></tr> <tr> <td>八号</td><td>年間定常供用量</td><td>-</td></tr> <tr> <td>九号</td><td>使用燃料の処分の方法</td><td>-</td></tr> <tr> <td>九号</td><td>使用原子炉施設における放射線の管理に関する規定</td><td>-</td></tr> <tr> <td>九号 イ</td><td>核燃料物質及び燃焼物質による放射線被ばくの管理の方法</td><td>-</td></tr> <tr> <td>九号 ロ</td><td>放射性廃棄物の保管に関する半減期</td><td>-</td></tr> <tr> <td>九号 ハ</td><td>関連監視系統の内における実効保量の算定及び結果</td><td>-</td></tr> <tr> <td>九号 ヒ</td><td>発電用原子炉の核心の苦しい損傷その他の改善が発生した場合における当該事例に対する対応するため必要な施設及び体制の整備に関する事項</td><td>-</td></tr> <tr> <td>十号</td><td>運転時の異常な過渡変化</td><td>-</td></tr> <tr> <td>十一号 イ</td><td>ロ</td><td>-</td></tr> <tr> <td>十一号 ロ</td><td>設計基準事故</td><td>-</td></tr> </tbody> </table> <p>本文 : 本文又は添付書類の項目のみの内容であるため、確認が不要であるもの</p>	既許可申請書		基準地盤動等に関する記載概要（記載がある場合のみ）	二号	使用の目的	-	三号	発電用原子炉の型式、熱出力及び基數	-	四号	発電用原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地	-	五号	発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備	・各施設について、設置許可基準規則で求められている地震性能等を有する地盤による影響等を想定する。	六号 イ	充電用原子炉施設の位置	・アセスメントによる重大事故等に対して対処及び耐震強度のスベクトル形状及び時刻歴変動量を考慮する。	六号 ロ	充電用原子炉施設の候補地	・耐震設計（入力地震による地盤変動量を考慮）の設計方針を記載。	七号 ハ	原子炉本体構造及び設備	-	五号 ニ	核燃料物質の貯蔵及び設備	-	五号 ヲ	貯蔵用原子炉施設の構造及び設備	-	五号 ヘ	放射性廃棄物の発生施設の構造及び設備	-	五号 ト	放射性廃棄物の発生施設の構造及び設備	-	五号 チ	放射性廃棄物の構造及び設備	-	五号 リ	原水冷却系施設の構造及び設備	-	五号 ヌ	原水冷却系施設の構造及び設備	-	五号 ム	放射性廃棄物の発生施設の構造及び設備	-	五号 ベ	放射性廃棄物の発生施設の構造及び設備	-	六号	発電用原子炉施設の工事計画	-	七号	燃料物質の種類及びその半減半定期	-	七号 イ	種類	-	八号	年間定常供用量	-	九号	使用燃料の処分の方法	-	九号	使用原子炉施設における放射線の管理に関する規定	-	九号 イ	核燃料物質及び燃焼物質による放射線被ばくの管理の方法	-	九号 ロ	放射性廃棄物の保管に関する半減期	-	九号 ハ	関連監視系統の内における実効保量の算定及び結果	-	九号 ヒ	発電用原子炉の核心の苦しい損傷その他の改善が発生した場合における当該事例に対する対応するため必要な施設及び体制の整備に関する事項	-	十号	運転時の異常な過渡変化	-	十一号 イ	ロ	-	十一号 ロ	設計基準事故	-	<p>第 3-1 表 鮎許可申請書の抽出結果（1 / 3）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">既許可申請書</th> <th>基準地盤動等に関する記載概要（記載がある場合のみ）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二号</td><td>使用の目的</td><td>-</td></tr> <tr> <td>三号</td><td>発電用原子炉の型式、熱出力及び基數</td><td>-</td></tr> <tr> <td>四号</td><td>発電用原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地</td><td>-</td></tr> <tr> <td>五号</td><td>発電用原子炉及び付属施設の位置、構造及び設備</td><td>・各施設について、設置許可基準規則で求められている支撑性能等を有する地盤による影響等を想定する。</td></tr> <tr> <td>五号 イ</td><td>発電用原子炉施設の位置</td><td>・アセスメントについて、想定される重い事故等に対処できるよう、地震による影響等を想定する。</td></tr> <tr> <td>五号 ロ</td><td>発電用原子炉施設の一般構造</td><td>・耐震構造（基準地盤動の応答スペクトル及び特異波形を含む）の設計方針を記載。</td></tr> <tr> <td>五号 ハ</td><td>原子炉本体の構造及び設備</td><td>-</td></tr> <tr> <td>五号 ニ</td><td>核燃料物質の取扱い及び設備</td><td>-</td></tr> <tr> <td>五号 ベ</td><td>計測制御系施設の構造及び設備</td><td>-</td></tr> <tr> <td>五号 ム</td><td>放射性廃棄物の発生施設の構造及び設備</td><td>-</td></tr> <tr> <td>五号 ヒ</td><td>放射性廃棄物の発生施設の構造及び設備</td><td>-</td></tr> <tr> <td>五号 ヲ</td><td>その他の各施設の構造及び設備</td><td>-</td></tr> <tr> <td>六号</td><td>発電用原子炉施設の工事計画</td><td>・緊急時対策所や通話連絡等について機能を喪失しない設計とする方針を記載。</td></tr> <tr> <td>七号</td><td>年間一定使用量</td><td>-</td></tr> <tr> <td>七号 イ</td><td>種類</td><td>-</td></tr> <tr> <td>八号</td><td>使用原子炉施設における放射線の管理に関する事項</td><td>-</td></tr> <tr> <td>九号</td><td>核燃料物質及び核燃料物質による汚染された物による放射線被ばくの管理の方法</td><td>-</td></tr> <tr> <td>九号 ロ</td><td>周辺監視区域の外における実効線量の算定の条件及び結果</td><td>-</td></tr> <tr> <td>九号 ハ</td><td>発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対する対応に必要な施設及び体制に関する事項</td><td>-</td></tr> <tr> <td>十号</td><td>運転時の異常な過渡変化</td><td>-</td></tr> <tr> <td>十一号 ロ</td><td>設計基準事故</td><td>-</td></tr> </tbody> </table> <p>本文 : 本文又は添付書類の項目のみの内容であるため、確認が不要であるもの</p>	既許可申請書		基準地盤動等に関する記載概要（記載がある場合のみ）	二号	使用の目的	-	三号	発電用原子炉の型式、熱出力及び基數	-	四号	発電用原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地	-	五号	発電用原子炉及び付属施設の位置、構造及び設備	・各施設について、設置許可基準規則で求められている支撑性能等を有する地盤による影響等を想定する。	五号 イ	発電用原子炉施設の位置	・アセスメントについて、想定される重い事故等に対処できるよう、地震による影響等を想定する。	五号 ロ	発電用原子炉施設の一般構造	・耐震構造（基準地盤動の応答スペクトル及び特異波形を含む）の設計方針を記載。	五号 ハ	原子炉本体の構造及び設備	-	五号 ニ	核燃料物質の取扱い及び設備	-	五号 ベ	計測制御系施設の構造及び設備	-	五号 ム	放射性廃棄物の発生施設の構造及び設備	-	五号 ヒ	放射性廃棄物の発生施設の構造及び設備	-	五号 ヲ	その他の各施設の構造及び設備	-	六号	発電用原子炉施設の工事計画	・緊急時対策所や通話連絡等について機能を喪失しない設計とする方針を記載。	七号	年間一定使用量	-	七号 イ	種類	-	八号	使用原子炉施設における放射線の管理に関する事項	-	九号	核燃料物質及び核燃料物質による汚染された物による放射線被ばくの管理の方法	-	九号 ロ	周辺監視区域の外における実効線量の算定の条件及び結果	-	九号 ハ	発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対する対応に必要な施設及び体制に関する事項	-	十号	運転時の異常な過渡変化	-	十一号 ロ	設計基準事故	-	
既許可申請書		基準地盤動等に関する記載概要（記載がある場合のみ）																																																																																																																																																												
二号	使用の目的	-																																																																																																																																																												
三号	発電用原子炉の型式、熱出力及び基數	-																																																																																																																																																												
四号	発電用原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地	-																																																																																																																																																												
五号	発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備	・各施設について、設置許可基準規則で求められている地震性能等を有する地盤による影響等を想定する。																																																																																																																																																												
六号 イ	充電用原子炉施設の位置	・アセスメントによる重大事故等に対して対処及び耐震強度のスベクトル形状及び時刻歴変動量を考慮する。																																																																																																																																																												
六号 ロ	充電用原子炉施設の候補地	・耐震設計（入力地震による地盤変動量を考慮）の設計方針を記載。																																																																																																																																																												
七号 ハ	原子炉本体構造及び設備	-																																																																																																																																																												
五号 ニ	核燃料物質の貯蔵及び設備	-																																																																																																																																																												
五号 ヲ	貯蔵用原子炉施設の構造及び設備	-																																																																																																																																																												
五号 ヘ	放射性廃棄物の発生施設の構造及び設備	-																																																																																																																																																												
五号 ト	放射性廃棄物の発生施設の構造及び設備	-																																																																																																																																																												
五号 チ	放射性廃棄物の構造及び設備	-																																																																																																																																																												
五号 リ	原水冷却系施設の構造及び設備	-																																																																																																																																																												
五号 ヌ	原水冷却系施設の構造及び設備	-																																																																																																																																																												
五号 ム	放射性廃棄物の発生施設の構造及び設備	-																																																																																																																																																												
五号 ベ	放射性廃棄物の発生施設の構造及び設備	-																																																																																																																																																												
六号	発電用原子炉施設の工事計画	-																																																																																																																																																												
七号	燃料物質の種類及びその半減半定期	-																																																																																																																																																												
七号 イ	種類	-																																																																																																																																																												
八号	年間定常供用量	-																																																																																																																																																												
九号	使用燃料の処分の方法	-																																																																																																																																																												
九号	使用原子炉施設における放射線の管理に関する規定	-																																																																																																																																																												
九号 イ	核燃料物質及び燃焼物質による放射線被ばくの管理の方法	-																																																																																																																																																												
九号 ロ	放射性廃棄物の保管に関する半減期	-																																																																																																																																																												
九号 ハ	関連監視系統の内における実効保量の算定及び結果	-																																																																																																																																																												
九号 ヒ	発電用原子炉の核心の苦しい損傷その他の改善が発生した場合における当該事例に対する対応するため必要な施設及び体制の整備に関する事項	-																																																																																																																																																												
十号	運転時の異常な過渡変化	-																																																																																																																																																												
十一号 イ	ロ	-																																																																																																																																																												
十一号 ロ	設計基準事故	-																																																																																																																																																												
既許可申請書		基準地盤動等に関する記載概要（記載がある場合のみ）																																																																																																																																																												
二号	使用の目的	-																																																																																																																																																												
三号	発電用原子炉の型式、熱出力及び基數	-																																																																																																																																																												
四号	発電用原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地	-																																																																																																																																																												
五号	発電用原子炉及び付属施設の位置、構造及び設備	・各施設について、設置許可基準規則で求められている支撑性能等を有する地盤による影響等を想定する。																																																																																																																																																												
五号 イ	発電用原子炉施設の位置	・アセスメントについて、想定される重い事故等に対処できるよう、地震による影響等を想定する。																																																																																																																																																												
五号 ロ	発電用原子炉施設の一般構造	・耐震構造（基準地盤動の応答スペクトル及び特異波形を含む）の設計方針を記載。																																																																																																																																																												
五号 ハ	原子炉本体の構造及び設備	-																																																																																																																																																												
五号 ニ	核燃料物質の取扱い及び設備	-																																																																																																																																																												
五号 ベ	計測制御系施設の構造及び設備	-																																																																																																																																																												
五号 ム	放射性廃棄物の発生施設の構造及び設備	-																																																																																																																																																												
五号 ヒ	放射性廃棄物の発生施設の構造及び設備	-																																																																																																																																																												
五号 ヲ	その他の各施設の構造及び設備	-																																																																																																																																																												
六号	発電用原子炉施設の工事計画	・緊急時対策所や通話連絡等について機能を喪失しない設計とする方針を記載。																																																																																																																																																												
七号	年間一定使用量	-																																																																																																																																																												
七号 イ	種類	-																																																																																																																																																												
八号	使用原子炉施設における放射線の管理に関する事項	-																																																																																																																																																												
九号	核燃料物質及び核燃料物質による汚染された物による放射線被ばくの管理の方法	-																																																																																																																																																												
九号 ロ	周辺監視区域の外における実効線量の算定の条件及び結果	-																																																																																																																																																												
九号 ハ	発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対する対応に必要な施設及び体制に関する事項	-																																																																																																																																																												
十号	運転時の異常な過渡変化	-																																																																																																																																																												
十一号 ロ	設計基準事故	-																																																																																																																																																												

【川内 1,2 号】川内標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請書の変更要否の整理について 比較表

伊方発電所3号炉(令和4年11月18日提出版)		川内原子力発電所1号炉及び2号炉	差異理由																																																																																																		
<p>第3-1表 既許可申請書の抽出結果 (2 / 3) 基準地盤動等に関する記載概要(記載がある場合のみ)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">本文</td> <td style="width: 10%;">十号ハ</td> <td>重大事故に至るおそれがある事故(運転時の異常な過渡変化及び事象に対する対応の有効性を除く)又は重火災等に対する対応の有効性を確認することを記載。 ・地震にも対応できる施設及び体制を整備することを記載。 ・重大事故に対する対応の有効性を確認する事象を選定において、PRAの丸見えを踏まえ、設置許可基準規則等で想定される影響をもたらすものが新たに抽出されないことを確認することを記載。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>十一号</td> <td>発電用原子炉施設の保守のための義務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する品質管理の実績等に係る説明書</td> </tr> <tr> <td></td> <td>添付書類一</td> <td>変更後ににおける登録用原子炉の使用の目的に係る説明書</td> </tr> <tr> <td></td> <td>添付書類二</td> <td>変更後ににおける登録用原子炉の熱出力に関する説明書</td> </tr> <tr> <td></td> <td>添付書類三</td> <td>変更後ににおける登録用原子炉の運転に係る説明書</td> </tr> <tr> <td></td> <td>添付書類四</td> <td>変更後に係る登録用原子炉の運転に係る説明書</td> </tr> <tr> <td></td> <td>添付書類五</td> <td>変更後に係る登録用原子炉施設の設置及び運転に関する技術的能力に関する説明書</td> </tr> <tr> <td></td> <td>添付書類六</td> <td>変更に係る発電用原子炉施設の場所に関する気象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書</td> </tr> <tr> <td></td> <td>添付書類七</td> <td>変更に係る発電用原子炉又はその主要な附属施設の設置の地点から二十キロメートル以内の地図及び五十キロメートル以内の地図を含む新尺五万分の一の地図</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>: Ss-3 添削に伴い影響する基準地盤動等に対する評価結果の記載</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>:本文又は添付書類の項目のみの内容であるため、確認が不要であるもの</td> </tr> </table>	本文	十号ハ	重大事故に至るおそれがある事故(運転時の異常な過渡変化及び事象に対する対応の有効性を除く)又は重火災等に対する対応の有効性を確認することを記載。 ・地震にも対応できる施設及び体制を整備することを記載。 ・重大事故に対する対応の有効性を確認する事象を選定において、PRAの丸見えを踏まえ、設置許可基準規則等で想定される影響をもたらすものが新たに抽出されないことを確認することを記載。		十一号	発電用原子炉施設の保守のための義務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する品質管理の実績等に係る説明書		添付書類一	変更後ににおける登録用原子炉の使用の目的に係る説明書		添付書類二	変更後ににおける登録用原子炉の熱出力に関する説明書		添付書類三	変更後ににおける登録用原子炉の運転に係る説明書		添付書類四	変更後に係る登録用原子炉の運転に係る説明書		添付書類五	変更後に係る登録用原子炉施設の設置及び運転に関する技術的能力に関する説明書		添付書類六	変更に係る発電用原子炉施設の場所に関する気象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書		添付書類七	変更に係る発電用原子炉又はその主要な附属施設の設置の地点から二十キロメートル以内の地図及び五十キロメートル以内の地図を含む新尺五万分の一の地図			: Ss-3 添削に伴い影響する基準地盤動等に対する評価結果の記載			:本文又は添付書類の項目のみの内容であるため、確認が不要であるもの	<p>第3-1表 既許可申請書の抽出結果 (2 / 3) 基準地盤動等に関する記載概要(記載がある場合のみ)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">本文</td> <td style="width: 10%;">十号ハ</td> <td>重大事故に至るおそれがある事故(運転時の異常な過渡変化及び段階基準事故を除く)又は重大事故等に対する対応の有効性を確認する代表的な事象選定において、PRAの丸見えを踏まえ、設置許可基準規則等で想定される影響をもたらすものが新たに抽出されないことを確認することを記載。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>十一号</td> <td>発電用原子炉施設の保守のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</td> </tr> <tr> <td></td> <td>添付書類一</td> <td>変更後ににおける発電用原子炉の使用の目的に関する説明書</td> </tr> <tr> <td></td> <td>添付書類二</td> <td>変更後ににおける発電用原子炉の運転に関する説明書</td> </tr> <tr> <td></td> <td>添付書類三</td> <td>変更の工事に要する資金の額及び構造計画を記載した書類</td> </tr> <tr> <td></td> <td>添付書類四</td> <td>変更後ににおける発電用原子炉の運転に要する核燃料費の取扱計画を記載した書類</td> </tr> <tr> <td></td> <td>添付書類五</td> <td>変更に係る発電用原子炉施設の設置及び運転に関する技術的能力に関する説明書</td> </tr> <tr> <td></td> <td>添付書類六</td> <td>変更に係る発電用原子炉施設の場所に関する気象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書</td> </tr> <tr> <td></td> <td>添付書類七</td> <td>変更後に係る登録用原子炉の運転に係る説明書</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>:本文又は添付書類の項目のみの内容であるため、確認が不要であるもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>: Ss-3 添削に伴い影響する基準地盤動等に対する評価結果の記載</td> </tr> </table>	本文	十号ハ	重大事故に至るおそれがある事故(運転時の異常な過渡変化及び段階基準事故を除く)又は重大事故等に対する対応の有効性を確認する代表的な事象選定において、PRAの丸見えを踏まえ、設置許可基準規則等で想定される影響をもたらすものが新たに抽出されないことを確認することを記載。		十一号	発電用原子炉施設の保守のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項		添付書類一	変更後ににおける発電用原子炉の使用の目的に関する説明書		添付書類二	変更後ににおける発電用原子炉の運転に関する説明書		添付書類三	変更の工事に要する資金の額及び構造計画を記載した書類		添付書類四	変更後ににおける発電用原子炉の運転に要する核燃料費の取扱計画を記載した書類		添付書類五	変更に係る発電用原子炉施設の設置及び運転に関する技術的能力に関する説明書		添付書類六	変更に係る発電用原子炉施設の場所に関する気象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書		添付書類七	変更後に係る登録用原子炉の運転に係る説明書			:本文又は添付書類の項目のみの内容であるため、確認が不要であるもの			: Ss-3 添削に伴い影響する基準地盤動等に対する評価結果の記載	<p>第3-1表 既許可申請書の抽出結果 (2 / 3) 基準地盤動等に関する記載概要(記載がある場合のみ)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">本文</td> <td style="width: 10%;">十号ハ</td> <td>重大事故に至るおそれがある事故(運転時の異常な過渡変化及び段階基準事故を除く)又は重大事故等に対する対応の有効性を確認する代表的な事象選定において、PRAの丸見えを踏まえ、設置許可基準規則等で想定される影響をもたらすものが新たに抽出されないことを確認することを記載。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>十一号</td> <td>発電用原子炉施設の保守のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</td> </tr> <tr> <td></td> <td>添付書類一</td> <td>変更後ににおける発電用原子炉の使用の目的に関する説明書</td> </tr> <tr> <td></td> <td>添付書類二</td> <td>変更後ににおける発電用原子炉の運転に関する説明書</td> </tr> <tr> <td></td> <td>添付書類三</td> <td>変更の工事に要する資金の額及び構造計画を記載した書類</td> </tr> <tr> <td></td> <td>添付書類四</td> <td>変更後ににおける発電用原子炉の運転に要する核燃料費の取扱計画を記載した書類</td> </tr> <tr> <td></td> <td>添付書類五</td> <td>変更に係る発電用原子炉施設の設置及び運転に関する技術的能力に関する説明書</td> </tr> <tr> <td></td> <td>添付書類六</td> <td>変更に係る発電用原子炉施設の場所に関する気象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書</td> </tr> <tr> <td></td> <td>添付書類七</td> <td>変更後に係る登録用原子炉の運転に係る説明書</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>:本文又は添付書類の項目のみの内容であるため、確認が不要であるもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>: Ss-3 添削に伴い影響する基準地盤動等に対する評価結果の記載</td> </tr> </table> <p>・設置許可申請書の資料構成の相違</p>	本文	十号ハ	重大事故に至るおそれがある事故(運転時の異常な過渡変化及び段階基準事故を除く)又は重大事故等に対する対応の有効性を確認する代表的な事象選定において、PRAの丸見えを踏まえ、設置許可基準規則等で想定される影響をもたらすものが新たに抽出されないことを確認することを記載。		十一号	発電用原子炉施設の保守のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項		添付書類一	変更後ににおける発電用原子炉の使用の目的に関する説明書		添付書類二	変更後ににおける発電用原子炉の運転に関する説明書		添付書類三	変更の工事に要する資金の額及び構造計画を記載した書類		添付書類四	変更後ににおける発電用原子炉の運転に要する核燃料費の取扱計画を記載した書類		添付書類五	変更に係る発電用原子炉施設の設置及び運転に関する技術的能力に関する説明書		添付書類六	変更に係る発電用原子炉施設の場所に関する気象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書		添付書類七	変更後に係る登録用原子炉の運転に係る説明書			:本文又は添付書類の項目のみの内容であるため、確認が不要であるもの			: Ss-3 添削に伴い影響する基準地盤動等に対する評価結果の記載
本文	十号ハ	重大事故に至るおそれがある事故(運転時の異常な過渡変化及び事象に対する対応の有効性を除く)又は重火災等に対する対応の有効性を確認することを記載。 ・地震にも対応できる施設及び体制を整備することを記載。 ・重大事故に対する対応の有効性を確認する事象を選定において、PRAの丸見えを踏まえ、設置許可基準規則等で想定される影響をもたらすものが新たに抽出されないことを確認することを記載。																																																																																																			
	十一号	発電用原子炉施設の保守のための義務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する品質管理の実績等に係る説明書																																																																																																			
	添付書類一	変更後ににおける登録用原子炉の使用の目的に係る説明書																																																																																																			
	添付書類二	変更後ににおける登録用原子炉の熱出力に関する説明書																																																																																																			
	添付書類三	変更後ににおける登録用原子炉の運転に係る説明書																																																																																																			
	添付書類四	変更後に係る登録用原子炉の運転に係る説明書																																																																																																			
	添付書類五	変更後に係る登録用原子炉施設の設置及び運転に関する技術的能力に関する説明書																																																																																																			
	添付書類六	変更に係る発電用原子炉施設の場所に関する気象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書																																																																																																			
	添付書類七	変更に係る発電用原子炉又はその主要な附属施設の設置の地点から二十キロメートル以内の地図及び五十キロメートル以内の地図を含む新尺五万分の一の地図																																																																																																			
		: Ss-3 添削に伴い影響する基準地盤動等に対する評価結果の記載																																																																																																			
		:本文又は添付書類の項目のみの内容であるため、確認が不要であるもの																																																																																																			
本文	十号ハ	重大事故に至るおそれがある事故(運転時の異常な過渡変化及び段階基準事故を除く)又は重大事故等に対する対応の有効性を確認する代表的な事象選定において、PRAの丸見えを踏まえ、設置許可基準規則等で想定される影響をもたらすものが新たに抽出されないことを確認することを記載。																																																																																																			
	十一号	発電用原子炉施設の保守のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項																																																																																																			
	添付書類一	変更後ににおける発電用原子炉の使用の目的に関する説明書																																																																																																			
	添付書類二	変更後ににおける発電用原子炉の運転に関する説明書																																																																																																			
	添付書類三	変更の工事に要する資金の額及び構造計画を記載した書類																																																																																																			
	添付書類四	変更後ににおける発電用原子炉の運転に要する核燃料費の取扱計画を記載した書類																																																																																																			
	添付書類五	変更に係る発電用原子炉施設の設置及び運転に関する技術的能力に関する説明書																																																																																																			
	添付書類六	変更に係る発電用原子炉施設の場所に関する気象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書																																																																																																			
	添付書類七	変更後に係る登録用原子炉の運転に係る説明書																																																																																																			
		:本文又は添付書類の項目のみの内容であるため、確認が不要であるもの																																																																																																			
		: Ss-3 添削に伴い影響する基準地盤動等に対する評価結果の記載																																																																																																			
本文	十号ハ	重大事故に至るおそれがある事故(運転時の異常な過渡変化及び段階基準事故を除く)又は重大事故等に対する対応の有効性を確認する代表的な事象選定において、PRAの丸見えを踏まえ、設置許可基準規則等で想定される影響をもたらすものが新たに抽出されないことを確認することを記載。																																																																																																			
	十一号	発電用原子炉施設の保守のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項																																																																																																			
	添付書類一	変更後ににおける発電用原子炉の使用の目的に関する説明書																																																																																																			
	添付書類二	変更後ににおける発電用原子炉の運転に関する説明書																																																																																																			
	添付書類三	変更の工事に要する資金の額及び構造計画を記載した書類																																																																																																			
	添付書類四	変更後ににおける発電用原子炉の運転に要する核燃料費の取扱計画を記載した書類																																																																																																			
	添付書類五	変更に係る発電用原子炉施設の設置及び運転に関する技術的能力に関する説明書																																																																																																			
	添付書類六	変更に係る発電用原子炉施設の場所に関する気象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書																																																																																																			
	添付書類七	変更後に係る登録用原子炉の運転に係る説明書																																																																																																			
		:本文又は添付書類の項目のみの内容であるため、確認が不要であるもの																																																																																																			
		: Ss-3 添削に伴い影響する基準地盤動等に対する評価結果の記載																																																																																																			

【川内1,2号】川内標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請書の変更要否の整理について 比較表

伊方発電所3号炉（令和4年1月18日提出版）	川内原子力発電所1号炉及び2号炉	差異理由														
<p>第3-1表 頃許可申請書の抽出結果（3／3）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">基準地盤動等に関する記載概要（記載がある場合のみ）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>添付書類八 変更後ににおける発電用原子炉施設の 安全設計に関する説明書</td><td> <p>・耐震設計（各施設の設計に対する考え方や地震とその他の自然現象の重量の考え方を含む）の方針について記載。</p> <p>1. 安全設計（原子炉設置変更許可申請に 係る安全設計の方針を除く）</p> <p>2. プラント配置</p> <p>3. 原子炉設備</p> <p>4. 核燃料物質の貯蔵施設及び貯蔵施設</p> <p>5. 原子炉冷却系系統施設</p> <p>6. 蒸気噴射系系統施設</p> <p>7. 放射性廻物質貯蔵施設</p> <p>8. 放射線管理施設</p> <p>9. 原子炉格納施設</p> <p>10. その他発電用原子炉施設</p> <p>11. 連絡保守</p> </td></tr> <tr> <td>添付書類九 変更後ににおける発電用原子炉施設の 防衛線の管轄に関する説明書</td><td> <p>・耐震設計（各施設の設計に対する考え方や地震とその他の自然現象の重量の考え方を含む）の方針について記載。</p> <p>「伊方発電所3号炉　機器部等による地盤変動に対する取扱いは、本施設の設備内蔵部は特に考慮する事無く、本施設所長が監督する事無くして地盤変動による地盤変動部を考慮する旨を記載。</p> <p>・幾地の特性及び地盤、台風、高潮、津波等の自然条件を考慮し、安全条件を考慮する方針を記載。</p> </td></tr> <tr> <td>添付書類十 連絡保守</td><td> <p>・各種事象に対する対策の有効性を確認する代表的な事象選定において、PRAの知見を踏まえ、設置許可基準規則等で想定する事故シーケンスグループ等に含まれない、有効な対策又は影響をもたらすものが新たに抽出されないことと確認することを記載。また、確認結果として新たに追加する必要はないことを記載。</p> </td></tr> <tr> <td>添付書類十一 連絡保守</td><td> <p>・重大事故に対する対策の有効性を確認する代表的な事象選定において、PRAの知見を踏まえ、設置許可基準規則等で想定する事故シーケンスグループとして新たに抽出されないことと確認することを記載。</p> </td></tr> <tr> <td>追補1 （添付書類十） 重大事故の発生及び最大の防止 方法の説明</td><td> <p>・重大事故に対する対策の有効性を確認する代表的な事象選定において、PRAの知見を踏まえ、設置許可基準規則等で想定する事故シーケンスグループ等に含まれない、有効な対策又は影響をもたらすものが新たに抽出されないことと確認することを記載。</p> </td></tr> <tr> <td>追補2 （添付書類十） 重大事故等への対処に係る説明書</td><td> <p>・重大事故等に対する対策の有効性を確認する代表的な事象選定において、PRAの知見を踏まえ、設置許可基準規則等で想定する事故シーケンスグループ等に含まれない、有効な対策又は影響をもたらすものが新たに抽出されないことと確認。</p> </td></tr> <tr> <td>添付書類十二 連絡保守</td><td> <p>・本文又は添付書類の項目のみの内容であるため、確認が不要であるもの</p> </td></tr> </tbody> </table>	基準地盤動等に関する記載概要（記載がある場合のみ）		添付書類八 変更後ににおける発電用原子炉施設の 安全設計に関する説明書	<p>・耐震設計（各施設の設計に対する考え方や地震とその他の自然現象の重量の考え方を含む）の方針について記載。</p> <p>1. 安全設計（原子炉設置変更許可申請に 係る安全設計の方針を除く）</p> <p>2. プラント配置</p> <p>3. 原子炉設備</p> <p>4. 核燃料物質の貯蔵施設及び貯蔵施設</p> <p>5. 原子炉冷却系系統施設</p> <p>6. 蒸気噴射系系統施設</p> <p>7. 放射性廻物質貯蔵施設</p> <p>8. 放射線管理施設</p> <p>9. 原子炉格納施設</p> <p>10. その他発電用原子炉施設</p> <p>11. 連絡保守</p>	添付書類九 変更後ににおける発電用原子炉施設の 防衛線の管轄に関する説明書	<p>・耐震設計（各施設の設計に対する考え方や地震とその他の自然現象の重量の考え方を含む）の方針について記載。</p> <p>「伊方発電所3号炉　機器部等による地盤変動に対する取扱いは、本施設の設備内蔵部は特に考慮する事無く、本施設所長が監督する事無くして地盤変動による地盤変動部を考慮する旨を記載。</p> <p>・幾地の特性及び地盤、台風、高潮、津波等の自然条件を考慮し、安全条件を考慮する方針を記載。</p>	添付書類十 連絡保守	<p>・各種事象に対する対策の有効性を確認する代表的な事象選定において、PRAの知見を踏まえ、設置許可基準規則等で想定する事故シーケンスグループ等に含まれない、有効な対策又は影響をもたらすものが新たに抽出されないことと確認することを記載。また、確認結果として新たに追加する必要はないことを記載。</p>	添付書類十一 連絡保守	<p>・重大事故に対する対策の有効性を確認する代表的な事象選定において、PRAの知見を踏まえ、設置許可基準規則等で想定する事故シーケンスグループとして新たに抽出されないことと確認することを記載。</p>	追補1 （添付書類十） 重大事故の発生及び最大の防止 方法の説明	<p>・重大事故に対する対策の有効性を確認する代表的な事象選定において、PRAの知見を踏まえ、設置許可基準規則等で想定する事故シーケンスグループ等に含まれない、有効な対策又は影響をもたらすものが新たに抽出されないことと確認することを記載。</p>	追補2 （添付書類十） 重大事故等への対処に係る説明書	<p>・重大事故等に対する対策の有効性を確認する代表的な事象選定において、PRAの知見を踏まえ、設置許可基準規則等で想定する事故シーケンスグループ等に含まれない、有効な対策又は影響をもたらすものが新たに抽出されないことと確認。</p>	添付書類十二 連絡保守	<p>・本文又は添付書類の項目のみの内容であるため、確認が不要であるもの</p>
基準地盤動等に関する記載概要（記載がある場合のみ）																
添付書類八 変更後ににおける発電用原子炉施設の 安全設計に関する説明書	<p>・耐震設計（各施設の設計に対する考え方や地震とその他の自然現象の重量の考え方を含む）の方針について記載。</p> <p>1. 安全設計（原子炉設置変更許可申請に 係る安全設計の方針を除く）</p> <p>2. プラント配置</p> <p>3. 原子炉設備</p> <p>4. 核燃料物質の貯蔵施設及び貯蔵施設</p> <p>5. 原子炉冷却系系統施設</p> <p>6. 蒸気噴射系系統施設</p> <p>7. 放射性廻物質貯蔵施設</p> <p>8. 放射線管理施設</p> <p>9. 原子炉格納施設</p> <p>10. その他発電用原子炉施設</p> <p>11. 連絡保守</p>															
添付書類九 変更後ににおける発電用原子炉施設の 防衛線の管轄に関する説明書	<p>・耐震設計（各施設の設計に対する考え方や地震とその他の自然現象の重量の考え方を含む）の方針について記載。</p> <p>「伊方発電所3号炉　機器部等による地盤変動に対する取扱いは、本施設の設備内蔵部は特に考慮する事無く、本施設所長が監督する事無くして地盤変動による地盤変動部を考慮する旨を記載。</p> <p>・幾地の特性及び地盤、台風、高潮、津波等の自然条件を考慮し、安全条件を考慮する方針を記載。</p>															
添付書類十 連絡保守	<p>・各種事象に対する対策の有効性を確認する代表的な事象選定において、PRAの知見を踏まえ、設置許可基準規則等で想定する事故シーケンスグループ等に含まれない、有効な対策又は影響をもたらすものが新たに抽出されないことと確認することを記載。また、確認結果として新たに追加する必要はないことを記載。</p>															
添付書類十一 連絡保守	<p>・重大事故に対する対策の有効性を確認する代表的な事象選定において、PRAの知見を踏まえ、設置許可基準規則等で想定する事故シーケンスグループとして新たに抽出されないことと確認することを記載。</p>															
追補1 （添付書類十） 重大事故の発生及び最大の防止 方法の説明	<p>・重大事故に対する対策の有効性を確認する代表的な事象選定において、PRAの知見を踏まえ、設置許可基準規則等で想定する事故シーケンスグループ等に含まれない、有効な対策又は影響をもたらすものが新たに抽出されないことと確認することを記載。</p>															
追補2 （添付書類十） 重大事故等への対処に係る説明書	<p>・重大事故等に対する対策の有効性を確認する代表的な事象選定において、PRAの知見を踏まえ、設置許可基準規則等で想定する事故シーケンスグループ等に含まれない、有効な対策又は影響をもたらすものが新たに抽出されないことと確認。</p>															
添付書類十二 連絡保守	<p>・本文又は添付書類の項目のみの内容であるため、確認が不要であるもの</p>															

第3-1表 頃許可申請書の抽出結果（3／3）

既許可申請書に基づく地盤動等に関する記載概要（記載がある場合のみ）	
添付書類七 変更後ににおける発電用原子炉又はその主要な附属施設を含む範囲から二十キロメートル以内の地域を含む範囲二十万平方メートル以内の地図	<p>・各施設の耐震設計（自然条件との荷重の組合せの考え方を含む）の基本方針について記載。</p> <p>・弾性設計用地盤動算定の考え方、応答スペクトル及び強制逆形を記載。</p>
添付書類八 変更後ににおける発電用原子炉施設の安全設計に関する説明書	<p>・各施設の耐震設計（自然条件との荷重の組合せの考え方を含む）の基本方針について記載。</p> <p>・弾性設計用地盤動算定（人カ力作動による水位変動に、地盤による地盤変動量を安全側に考慮）の設計方針を記載。</p> <p>本記載内容は、「川内原子力発電所 謝査資料 S.S-2-0（参考）」に示す。</p>
添付書類九 連絡保守	<p>・敷地の特徴、自然条件を考慮し、安全性の確保、プラント機能が十分発揮できる配置とする方針を記載。</p>
添付書類十 重大事故の発生及び最大の防止 方法の説明	<p>・圧力ハウジング、屋内及び屋外アクセスルートに対する耐震設計の方針を記載。</p> <p>・地盤事象に対する対策の有効性を確認する代表的な事象選定において、PRAの知見を踏まえ、許可基準規則等で想定する事故シーケンスグループ等に含まれない、有効な対策又は影響をもたらすものが新たに抽出されないことと確認。</p>
添付書類十一 連絡保守	<p>・重大事故等に対する対策の有効性を確認する代表的な事象選定において、PRAの知見を踏まえ、許可基準規則等で想定する事故シーケンスグループ等に含まれない、有効な対策又は影響をもたらすものが新たに抽出されないことと確認。</p>

【川内1,2号】川内標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請書の変更要否の整理について

伊方発電所3号炉(令和4年11月18日提出版)							川内原子力発電所1号炉及び2号炉	差異理由
第3-2表 安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価の抽出結果(1/5)				Ss-3追加ごとに件数 左記判断理由 抽出対象				
関係条文	安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価概要			左記判断理由			設計及び工事計画への見通し	
設置許可基準規則 第4条 地盤による損傷の防止	燃料被覆管の閉じ込め機能の維持に対する評計方針の実現可能性を示すため、燃料被覆管応力評価及び塑性抵抗指標評価に基づく、最も評価結果が厳しい燃料タイプの評価結果を対象に、最も評価結果が厳しい燃料タイプの評価結果を例示している。 (資料2:地震時の燃料被覆管の閉じ込め機能の維持について<補足説明資料>平成30年10月1日P16~15、評価例 及びP22~6、評価例)	×	工事計画への見通しを得たため、代表の燃料タイプについて、「評価結果を例示しているものであり、合元年6月10日付原規規発第1906103号にて認可された工事計画に申請書の添付2「耐震計画」等より、当該設備の有効性を、3.4Hz(0.0278秒)であり、超過周期と一致しておらず、其他地盤動Ss-3-3の追加に対する耐震評価の影響はない」と判断できる。	平成28年3月23日付原規規発第1603231号で認可された工事計画認可申請書資料3-17-1-3「が外構造物の耐震計画書」第4-8表によると、燃料被覆管の治直方向の固有周期は、36.0Hz(0.025m)に対し、安全側に-1.00m以下させた初期条件で過剰解析を実施しており、最大超過等に照らしても設計及び工事計画に対する見通しを行なう。				
第5条 洋波による損傷の防止	基礎地盤動Ssによる地形の変化的確認に際し、埋立部についたり、平成28年3月23日付原規規発第1603231号で認可された工事計画認可申請書資料3-17-2「耐震計画」等より、当該設備の有効性を、3.4Hz(0.0278秒)であり、超過周期と一致する。固有周期が鉛直方向の超過周期帶と一致するものの、当該設備の耐震評価においては、水平方向が支配的であることを考慮して、設計基準に対する見通しを打ち消すため抽出対象外	×	工事計画への見通しを得たため、Ssによる評計結果を示しておらず、抽出対象外	CP-162のP管2-2-1のとおり、変形解析から得られたSs時の最大沈下量(約0.05m)に対し、安全側に-1.00m以下させた初期条件で過剰解析を行なう。				
入力津波の波浪モードから陸地前面海域の断層群(中央津波遮断装置)に対する変形量を算出している。 (平成8-22設置許可基準規則等への適合性について(設計基準対象施設)(平成27年7月8日)P5条別添1-19「(2) 地震・津波による地形等の変化に係る評価」)	×	入力津波の波浪モードから陸地前面海域の断層群(中央津波遮断装置)に対する変形量を算出していること (平成8-22設置許可基準規則等への適合性について(設計基準対象施設)(平成27年7月8日)P5条別添1-32「(5) 地震変動」)						
関係条文	安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価概要	抽出対象	左記判断理由	設計及び工事計画への見通し				
設置許可基準規則 第4条 地震による損傷の防止	燃料被覆管の閉じ込め機能の維持に係る設計方針の実現可能性を示すため、各ブランケットで最も評価が厳しくなる燃料タイプ(代表例)について、燃料被覆管の応力評価結果及び疲労評価結果を示している。 【BF-001】川内原子力発電所1号炉及び2号炉について<補足説明資料>(平成30年11月8日) P.20「5.4 評価例」、P.29「6.5 評価例」	×	設工認の見通しを得たため、代表の燃料タイプについての評価結果を例示しているものであり、合元年7月24日付原規規発第1907244号にて認可された工事計画の添付資料2-2「地盤時の燃科被覆管の放射特性物質の閉じ込め機能に係る耐震評価結果」等でも評価結果が示されており、抽出対象外。	【燃料集合体】 平成27年3月18日付原規規発第1503181号にて認可された工事計画の添付資料3-17-1-3「が外構造物の耐震計画書」等より、当該設備の有効性は、水平(AビットNS) : 3.80秒、水平(AビットEW) : 3.29秒、水平(BビットNS) : 3.99秒、超過周期(BビットEW) : 4.27秒であり固有周期が鉛直方向の超過周期帶と一致する。固有周期が鉛直方向の超過周期帶と一致するものの、当該設備の耐震評価においては、水平方向が支配的であることを考慮して、設計基準により耐震性を満足する見込みであり、既許可の方針を変更する必要はない。				
第9条 津波による損傷の防止	基準地震動でのスロッシングにより使用済燃料ビット外へ溢水するビット水量を算出している。 【DB-003 改51 川内原子力発電所1号炉及び2号炉 設置許可基準規則等への適合状況説明資料(設計基準対象施設) (平成26年9月8日) 9条-別添1-補5-1-7「表5-1-5 スロッシングによる最大溢水量」】	×	設工認の見通しを得たため、溢水量の評価結果を例示しているものであり、平成27年3月18日付原規規発第1503181号にて認可された工事計画の添付資料8-3「溢水における当時改正された設置許可基準規則の解釈の中で使用済燃料貯蔵槽等のスロッシングその他の事象」との記載3.80秒、水平(AビットNS) : 3.29秒、水平(BビットNS) : 3.99秒、超過周期(BビットEW) : 4.27秒においては新規制基準申請において既に評価済みであることを平成31年1月16日付原規規発第1901168号で許可された「BF-003-5号内外部溢水による管理区域規範3号炉及び4号炉内部溢水による管理区域外への漏えいの防止について<補足説明資料>(平成30年11月8日)p6」に示している。	【使用済燃料ビット】 平成27年3月18日付原規規発第1503181号にて認可された工事計画の添付資料K0-110改1「川内原子力発電所1号機 工事計画に係る補足説明資料(その他発電用原子炉の附属施設のうち浸水防護施設)」(平成27年3月16日)7. 使用済燃料ビット上部)等にて評価を実施している。当該設備の固有値は、水平(AビットNS) : 3.80秒、水平(AビットEW) : 3.29秒、水平(BビットNS) : 3.99秒、超過周期(BビットEW) : 4.27秒であり固有周期が鉛直方向の超過周期帶と一致する。固有周期が鉛直方向の超過周期帶と一致する。同工事計画の添付資料3-16-6「原子炉補助建屋の地震応答解析」により、当該設備が設置されている1号原子炉補助				
第9条 津波による損傷の防止	基準地震動による耐震壁等の残留ひび割れ幅の評価及びその結果を用いた溢水影響評価結果を整理事している。 【DB-003 改51 川内原子力発電所1号炉及び2号炉 設置許可基準規則等への適合状況説明資料(設計基準対象施設) (平成26年9月8日) 9条-別添1-補5-1-7「表5-1-5 スロッシングによる最大溢水量」】	×	設工認の見通しを得たため、耐震壁等の評価結果を例示している。当該設備の添付資料3-別添3-3「水密区画壁の耐震計画書」等でも評価結果が示されており、既許可の方針を変更する見込みであり、既許可の方針を変更する必要はない。	【水密区画壁】 平成27年3月18日付原規規発第1503181号にて認可された工事計画の添付資料3の別添3-3「水密区画壁の耐震計画書」等にて残留ひび割れににおける評価を実施している。同工事計画の添付資料3-16-6「原子炉補助建屋の地震応答解析」により、当該設備が設置されている1号原子炉補助				
第9条 津波による損傷の防止	基準地震動による耐震壁等の残留ひび割れ幅の評価及びその結果を用いた溢水影響評価結果を整理事している。 【DB-003 改51 川内原子力発電所1号炉及び2号炉 設置許可基準規則等への適合状況説明資料(設計基準対象施設) (平成26年9月8日) 9条-別添1-補5-1-7「表5-1-5 スロッシングによる最大溢水量」】	×	設工認の見通しを得たため、耐震壁等の評価結果を例示している。当該設備の添付資料3-別添3-3「水密区画壁の耐震計画書」等でも評価結果が示されており、既許可の方針を変更する見込みであり、既許可の方針を変更する必要はない。	【水密区画壁】 平成27年3月18日付原規規発第1503181号にて認可された工事計画の添付資料3の別添3-3「水密区画壁の耐震計画書」等にて残留ひび割れににおける評価を実施している。同工事計画の添付資料3-16-6「原子炉補助建屋の地震応答解析」により、当該設備が設置されている1号原子炉補助				

【川内 1, 2 号】川内標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請書の変更要否の整理について 比較表

※安全審査資料の内容
は、プラント毎に異
なる。

【川内 1, 2 号】川内標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請書の変更要否の整理について 比較表

伊方発電所 3 号炉（令和 4 年 1 月 18 日提出版）	川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉	差異理由																																													
<table border="1"> <caption>第 3-2 表 安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価の抽出結果（3-5）</caption> <thead> <tr> <th>関係条文</th><th>安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価概要</th><th>左記判断理由</th><th>Ss-3 に伴う 設計及び工事計画への見通し</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 17 条 原子炉安全規制正力バウンダリ</td><td>RCPB 大範囲に対するクラス I 配管としての耐震性の成立を確認するため、旧 Ss-3 が適用されるクラス I 配管としての耐震評価結果を示している。</td><td>工事計画への見通しを得るために Ss-3 による評価結果を示すための申請である。Ss-3 は改修申請としての耐震評価結果等への適合性について（設計基準対象施設）平成 27 年 7 月 8 日 P17 条-15「2.4 余熱除系統入口ラインの強度・断熱配管について」）</td><td>工事計画への見通しを得るために Ss-3 による評価結果を示すための申請である。Ss-3 は改修申請としての耐震評価結果等への適合性について（設計基準対象施設）平成 27 年 7 月 8 日 P17 条-15「2.4 余熱除系統入口ラインの強度・断熱配管について」）</td></tr> <tr> <td>第 33 条 保安地盤設備</td><td>保安地盤の配置について、共通要因に対する頑健性の検討に際し、設計基準を適用して検討していることを考慮して、保安地盤の配置等への適合性について（設計基準対象施設）（平成 27 年 7 月 8 日 P33 条-系付-I-1「保安地盤設備の配置について」）</td><td>建設及び安全系の電気設備が機能維持できることは、平成 28 年 3 月 23 日付改修申請資料 1603221 号で認可された工事計画改修申請資料 13「耐震性に関する説明書」で評価結果を示しており、抽出対象外</td><td>安全上重要な施設（S クラス及び Ss 施設（他の支構造含む））の耐震評価については、水平方向の地震力が支配的であることによる影響を考慮するための申請である。Ss-3 の耐震評価においては、支構造物の追加といった該当変更許可申請前に影響しない方が有利である。</td></tr> <tr> <td>第 37 条 重大事故等の大崩壊による損傷の防止等</td><td>地盤のレベル I PRA を活用し、有意な傾斜又は影響をもたらす形状をもつて認めている。Ss-4-0-01「重大事故等対応の有効性評価（平成 27 年 7 月 8 日）」</td><td>標準応答スペクトルを考慮しても、地盤 PRA に用いる標準的地震・サービスド評価に変更はなく、後段の「ジリテ・評価にも影響はない」ため、地盤 PRA の結果に影響はない。新たに事故シーケンスループの適用を、新たな事故及び影響において、地震応答スペクトルを判断する頗る影響はなく、抽出対象外。（添付資料 1）</td><td>標準応答スペクトルを考慮しても、地盤 PRA に用いる標準的地震・サービスド評価に変更はなく、後段の「ジリテ・評価にも影響はない」ため、地盤 PRA の結果に影響はない。新たに事故及び影響において、地震応答スペクトルを判断する頗る影響はなく、抽出対象外。（添付資料 1）</td></tr> <tr> <td>第 39 条 地盤による損傷の防止</td><td>運動状態の地盤によって引き起こされるおそれがないとして扱うことの妥当性を地盤 PRA を元に考察している。</td><td>標準応答スペクトルを考慮しても、地盤 PRA に用いる標準的地震・サービスド評価に変更はなく、後段の「ジリテ・評価にも影響はない」ため、地盤 PRA の結果に影響はなく、抽山以外（添付資料 1）</td><td>標準応答スペクトルを考慮しても、地盤 PRA に用いる標準的地震・サービスド評価に変更はなく、後段の「ジリテ・評価にも影響はない」ため、地盤 PRA の結果に影響はなく、抽山以外（添付資料 1）</td></tr> </tbody> </table>	関係条文	安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価概要	左記判断理由	Ss-3 に伴う 設計及び工事計画への見通し	第 17 条 原子炉安全規制正力バウンダリ	RCPB 大範囲に対するクラス I 配管としての耐震性の成立を確認するため、旧 Ss-3 が適用されるクラス I 配管としての耐震評価結果を示している。	工事計画への見通しを得るために Ss-3 による評価結果を示すための申請である。Ss-3 は改修申請としての耐震評価結果等への適合性について（設計基準対象施設）平成 27 年 7 月 8 日 P17 条-15「2.4 余熱除系統入口ラインの強度・断熱配管について」）	工事計画への見通しを得るために Ss-3 による評価結果を示すための申請である。Ss-3 は改修申請としての耐震評価結果等への適合性について（設計基準対象施設）平成 27 年 7 月 8 日 P17 条-15「2.4 余熱除系統入口ラインの強度・断熱配管について」）	第 33 条 保安地盤設備	保安地盤の配置について、共通要因に対する頑健性の検討に際し、設計基準を適用して検討していることを考慮して、保安地盤の配置等への適合性について（設計基準対象施設）（平成 27 年 7 月 8 日 P33 条-系付-I-1「保安地盤設備の配置について」）	建設及び安全系の電気設備が機能維持できることは、平成 28 年 3 月 23 日付改修申請資料 1603221 号で認可された工事計画改修申請資料 13「耐震性に関する説明書」で評価結果を示しており、抽出対象外	安全上重要な施設（S クラス及び Ss 施設（他の支構造含む））の耐震評価については、水平方向の地震力が支配的であることによる影響を考慮するための申請である。Ss-3 の耐震評価においては、支構造物の追加といった該当変更許可申請前に影響しない方が有利である。	第 37 条 重大事故等の大崩壊による損傷の防止等	地盤のレベル I PRA を活用し、有意な傾斜又は影響をもたらす形状をもつて認めている。Ss-4-0-01「重大事故等対応の有効性評価（平成 27 年 7 月 8 日）」	標準応答スペクトルを考慮しても、地盤 PRA に用いる標準的地震・サービスド評価に変更はなく、後段の「ジリテ・評価にも影響はない」ため、地盤 PRA の結果に影響はない。新たに事故シーケンスループの適用を、新たな事故及び影響において、地震応答スペクトルを判断する頗る影響はなく、抽出対象外。（添付資料 1）	標準応答スペクトルを考慮しても、地盤 PRA に用いる標準的地震・サービスド評価に変更はなく、後段の「ジリテ・評価にも影響はない」ため、地盤 PRA の結果に影響はない。新たに事故及び影響において、地震応答スペクトルを判断する頗る影響はなく、抽出対象外。（添付資料 1）	第 39 条 地盤による損傷の防止	運動状態の地盤によって引き起こされるおそれがないとして扱うことの妥当性を地盤 PRA を元に考察している。	標準応答スペクトルを考慮しても、地盤 PRA に用いる標準的地震・サービスド評価に変更はなく、後段の「ジリテ・評価にも影響はない」ため、地盤 PRA の結果に影響はなく、抽山以外（添付資料 1）	標準応答スペクトルを考慮しても、地盤 PRA に用いる標準的地震・サービスド評価に変更はなく、後段の「ジリテ・評価にも影響はない」ため、地盤 PRA の結果に影響はなく、抽山以外（添付資料 1）	<table border="1"> <caption>第 3-2 表 安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価の抽出結果</caption> <thead> <tr> <th>関係条文</th><th>安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価概要</th><th>抽出対象</th><th>左記判断理由</th><th>Ss-3 に伴う 設計及び工事計画への見通し</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【DB-003 改 51 川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉（設計基準対象施設）（平成 26 年 9 月 8 日）第 9 条 別添 1 P 添 6-3-1「みやま池周辺斜面の山腹崩壊による津波発生の可能性」】</td><td>RCPB の範囲拡大に伴い、余燃除去系統入口ライノ配管については、「機器クラス I がクラス 2 からクラス 1 に見直された。当該配管の見通しを以て、クラス 1 としての強度・耐震評価の見通しを示すため、主要な評価結果について示している。</td><td>設工設の見通しを得たため、応力分類ごとの最大発生応力点における評価結果を例示しているものであり、平成 27 年 3 月 18 日付示原規規発第 1503181 号にて認可された工事計画の添付資料 6 別添 1「可搬型重大事故等対処設備等の保管場所及びアクセスルートについて」等でも評価結果が示されています。</td><td>子炉の付属施設のうち浸水防護施設」でも評価結果を示されていることから、抽出対象外。</td><td>設計及び工事計画への見通し</td></tr> <tr> <td>第 17 条 原子炉冷却却材圧力バウンダリ</td><td>【DB-003 改 51 川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉（設計基準対象施設）（平成 26 年 9 月 8 日）第 33 条 P4-33-165「2.7.4 タンクローリー」】</td><td>設工設の見通しを得たため、応力分類ごとの最大発生応力点における評価結果を例示しているものであり、平成 27 年 3 月 18 日付示原規規発第 1503181 号にて認可された工事計画の添付資料 6 別添 1「可搬型重大事故等対処設備等の保管場所及びアクセスルートについて」等でも評価結果が示されています。</td><td>【余熱除去設備配管】</td><td>配管について、支持構造物の追設により、支持構造物の追設が可能であることから、既許可の方針を変更する必要はない。</td></tr> <tr> <td>第 33 条 保安電源設備</td><td>P-4-17-6「2.4 余燃除去系統入口ラインのクラス変更に伴う評価内容の変更について」】</td><td>設工設の見通しを得たための現行 Ss による評価であり平成 27 年 3 月 18 日付示原規規発第 1503181 号にて認可された工事計画の添付資料 6 別添 1「可搬型重大事故等対処設備等の保管場所及びアクセスルートについて」等により、最大超過率以上の耐震裕度を有しておらず現行手法により耐震性を満足する見込みであることを確認していることから、既許可の方針を変更する必要はない。</td><td>【液状化及び滑り】</td><td>既許可の方針により現行手法により耐震性を満足する見込みであることを確認したことから、既許可の方針を変更する必要はない。</td></tr> <tr> <td></td><td>ディーゼル発電機の燃料輸送に用いるタンクローリーについて、その輸送機能確保のため保管場所及び輸送ルートに対する地震の影響について評価している。</td><td>設工設の見通しを得たための現行 Ss による評価であり平成 27 年 3 月 18 日付示原規規発第 1503181 号にて認可された工事計画の添付資料 6 別添 1「可搬型重大事故等対処設備等の保管場所及びアクセスルートについて」等により現行手法により耐震性を満足する見込みであることを確認したことから、既許可の方針を変更する必要はない。</td><td>【耐震化】</td><td>既許可の方針により現行手法により耐震性を満足する見込みであることを確認したことから、既許可の方針を変更する必要はない。</td></tr> </tbody> </table>	関係条文	安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価概要	抽出対象	左記判断理由	Ss-3 に伴う 設計及び工事計画への見通し	【DB-003 改 51 川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉（設計基準対象施設）（平成 26 年 9 月 8 日）第 9 条 別添 1 P 添 6-3-1「みやま池周辺斜面の山腹崩壊による津波発生の可能性」】	RCPB の範囲拡大に伴い、余燃除去系統入口ライノ配管については、「機器クラス I がクラス 2 からクラス 1 に見直された。当該配管の見通しを以て、クラス 1 としての強度・耐震評価の見通しを示すため、主要な評価結果について示している。	設工設の見通しを得たため、応力分類ごとの最大発生応力点における評価結果を例示しているものであり、平成 27 年 3 月 18 日付示原規規発第 1503181 号にて認可された工事計画の添付資料 6 別添 1「可搬型重大事故等対処設備等の保管場所及びアクセスルートについて」等でも評価結果が示されています。	子炉の付属施設のうち浸水防護施設」でも評価結果を示されていることから、抽出対象外。	設計及び工事計画への見通し	第 17 条 原子炉冷却却材圧力バウンダリ	【DB-003 改 51 川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉（設計基準対象施設）（平成 26 年 9 月 8 日）第 33 条 P4-33-165「2.7.4 タンクローリー」】	設工設の見通しを得たため、応力分類ごとの最大発生応力点における評価結果を例示しているものであり、平成 27 年 3 月 18 日付示原規規発第 1503181 号にて認可された工事計画の添付資料 6 別添 1「可搬型重大事故等対処設備等の保管場所及びアクセスルートについて」等でも評価結果が示されています。	【余熱除去設備配管】	配管について、支持構造物の追設により、支持構造物の追設が可能であることから、既許可の方針を変更する必要はない。	第 33 条 保安電源設備	P-4-17-6「2.4 余燃除去系統入口ラインのクラス変更に伴う評価内容の変更について」】	設工設の見通しを得たための現行 Ss による評価であり平成 27 年 3 月 18 日付示原規規発第 1503181 号にて認可された工事計画の添付資料 6 別添 1「可搬型重大事故等対処設備等の保管場所及びアクセスルートについて」等により、最大超過率以上の耐震裕度を有しておらず現行手法により耐震性を満足する見込みであることを確認していることから、既許可の方針を変更する必要はない。	【液状化及び滑り】	既許可の方針により現行手法により耐震性を満足する見込みであることを確認したことから、既許可の方針を変更する必要はない。		ディーゼル発電機の燃料輸送に用いるタンクローリーについて、その輸送機能確保のため保管場所及び輸送ルートに対する地震の影響について評価している。	設工設の見通しを得たための現行 Ss による評価であり平成 27 年 3 月 18 日付示原規規発第 1503181 号にて認可された工事計画の添付資料 6 別添 1「可搬型重大事故等対処設備等の保管場所及びアクセスルートについて」等により現行手法により耐震性を満足する見込みであることを確認したことから、既許可の方針を変更する必要はない。	【耐震化】	既許可の方針により現行手法により耐震性を満足する見込みであることを確認したことから、既許可の方針を変更する必要はない。	<p>※ 安全審査資料の内容は、プラント毎に異なる。</p>
関係条文	安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価概要	左記判断理由	Ss-3 に伴う 設計及び工事計画への見通し																																												
第 17 条 原子炉安全規制正力バウンダリ	RCPB 大範囲に対するクラス I 配管としての耐震性の成立を確認するため、旧 Ss-3 が適用されるクラス I 配管としての耐震評価結果を示している。	工事計画への見通しを得るために Ss-3 による評価結果を示すための申請である。Ss-3 は改修申請としての耐震評価結果等への適合性について（設計基準対象施設）平成 27 年 7 月 8 日 P17 条-15「2.4 余熱除系統入口ラインの強度・断熱配管について」）	工事計画への見通しを得るために Ss-3 による評価結果を示すための申請である。Ss-3 は改修申請としての耐震評価結果等への適合性について（設計基準対象施設）平成 27 年 7 月 8 日 P17 条-15「2.4 余熱除系統入口ラインの強度・断熱配管について」）																																												
第 33 条 保安地盤設備	保安地盤の配置について、共通要因に対する頑健性の検討に際し、設計基準を適用して検討していることを考慮して、保安地盤の配置等への適合性について（設計基準対象施設）（平成 27 年 7 月 8 日 P33 条-系付-I-1「保安地盤設備の配置について」）	建設及び安全系の電気設備が機能維持できることは、平成 28 年 3 月 23 日付改修申請資料 1603221 号で認可された工事計画改修申請資料 13「耐震性に関する説明書」で評価結果を示しており、抽出対象外	安全上重要な施設（S クラス及び Ss 施設（他の支構造含む））の耐震評価については、水平方向の地震力が支配的であることによる影響を考慮するための申請である。Ss-3 の耐震評価においては、支構造物の追加といった該当変更許可申請前に影響しない方が有利である。																																												
第 37 条 重大事故等の大崩壊による損傷の防止等	地盤のレベル I PRA を活用し、有意な傾斜又は影響をもたらす形状をもつて認めている。Ss-4-0-01「重大事故等対応の有効性評価（平成 27 年 7 月 8 日）」	標準応答スペクトルを考慮しても、地盤 PRA に用いる標準的地震・サービスド評価に変更はなく、後段の「ジリテ・評価にも影響はない」ため、地盤 PRA の結果に影響はない。新たに事故シーケンスループの適用を、新たな事故及び影響において、地震応答スペクトルを判断する頗る影響はなく、抽出対象外。（添付資料 1）	標準応答スペクトルを考慮しても、地盤 PRA に用いる標準的地震・サービスド評価に変更はなく、後段の「ジリテ・評価にも影響はない」ため、地盤 PRA の結果に影響はない。新たに事故及び影響において、地震応答スペクトルを判断する頗る影響はなく、抽出対象外。（添付資料 1）																																												
第 39 条 地盤による損傷の防止	運動状態の地盤によって引き起こされるおそれがないとして扱うことの妥当性を地盤 PRA を元に考察している。	標準応答スペクトルを考慮しても、地盤 PRA に用いる標準的地震・サービスド評価に変更はなく、後段の「ジリテ・評価にも影響はない」ため、地盤 PRA の結果に影響はなく、抽山以外（添付資料 1）	標準応答スペクトルを考慮しても、地盤 PRA に用いる標準的地震・サービスド評価に変更はなく、後段の「ジリテ・評価にも影響はない」ため、地盤 PRA の結果に影響はなく、抽山以外（添付資料 1）																																												
関係条文	安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価概要	抽出対象	左記判断理由	Ss-3 に伴う 設計及び工事計画への見通し																																											
【DB-003 改 51 川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉（設計基準対象施設）（平成 26 年 9 月 8 日）第 9 条 別添 1 P 添 6-3-1「みやま池周辺斜面の山腹崩壊による津波発生の可能性」】	RCPB の範囲拡大に伴い、余燃除去系統入口ライノ配管については、「機器クラス I がクラス 2 からクラス 1 に見直された。当該配管の見通しを以て、クラス 1 としての強度・耐震評価の見通しを示すため、主要な評価結果について示している。	設工設の見通しを得たため、応力分類ごとの最大発生応力点における評価結果を例示しているものであり、平成 27 年 3 月 18 日付示原規規発第 1503181 号にて認可された工事計画の添付資料 6 別添 1「可搬型重大事故等対処設備等の保管場所及びアクセスルートについて」等でも評価結果が示されています。	子炉の付属施設のうち浸水防護施設」でも評価結果を示されていることから、抽出対象外。	設計及び工事計画への見通し																																											
第 17 条 原子炉冷却却材圧力バウンダリ	【DB-003 改 51 川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉（設計基準対象施設）（平成 26 年 9 月 8 日）第 33 条 P4-33-165「2.7.4 タンクローリー」】	設工設の見通しを得たため、応力分類ごとの最大発生応力点における評価結果を例示しているものであり、平成 27 年 3 月 18 日付示原規規発第 1503181 号にて認可された工事計画の添付資料 6 別添 1「可搬型重大事故等対処設備等の保管場所及びアクセスルートについて」等でも評価結果が示されています。	【余熱除去設備配管】	配管について、支持構造物の追設により、支持構造物の追設が可能であることから、既許可の方針を変更する必要はない。																																											
第 33 条 保安電源設備	P-4-17-6「2.4 余燃除去系統入口ラインのクラス変更に伴う評価内容の変更について」】	設工設の見通しを得たための現行 Ss による評価であり平成 27 年 3 月 18 日付示原規規発第 1503181 号にて認可された工事計画の添付資料 6 別添 1「可搬型重大事故等対処設備等の保管場所及びアクセスルートについて」等により、最大超過率以上の耐震裕度を有しておらず現行手法により耐震性を満足する見込みであることを確認していることから、既許可の方針を変更する必要はない。	【液状化及び滑り】	既許可の方針により現行手法により耐震性を満足する見込みであることを確認したことから、既許可の方針を変更する必要はない。																																											
	ディーゼル発電機の燃料輸送に用いるタンクローリーについて、その輸送機能確保のため保管場所及び輸送ルートに対する地震の影響について評価している。	設工設の見通しを得たための現行 Ss による評価であり平成 27 年 3 月 18 日付示原規規発第 1503181 号にて認可された工事計画の添付資料 6 別添 1「可搬型重大事故等対処設備等の保管場所及びアクセスルートについて」等により現行手法により耐震性を満足する見込みであることを確認したことから、既許可の方針を変更する必要はない。	【耐震化】	既許可の方針により現行手法により耐震性を満足する見込みであることを確認したことから、既許可の方針を変更する必要はない。																																											

第 3-2 表 安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価の抽出結果（3-5）

【川内1,2号】川内標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請書の変更要否の整理について 比較表

伊方発電所3号炉（令和4年1月18日提出版）	川内原子力発電所1号炉及び2号炉	差異理由																												
<p>第3-2表 安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価の抽出結果（4/5）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係条文</th> <th>安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価概要</th> <th>抽出対象</th> <th>左記判断理由</th> <th>Ss-3追加に伴う 設計及び工事計画への見通し</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第10条 津波による損傷 の防止</td> <td>本箇所の記載内容は機密に係る事項を含むため、伊方発電所安全審査資料S-1-2参考「伊方発電所3号炉 標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請」に示す。</td> <td>X</td> <td>-</td> <td>基準地震動 Ss-3-3 追加に伴う 設計及び工事計画への見通し</td> </tr> <tr> <td>第42条 指定重大事故等 対処施設</td> <td>本箇所の記載内容は機密に係る事項を含むため、伊方発電所安全審査資料S-1-2参考「伊方発電所3号炉 標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請」に示す。</td> <td>X</td> <td>-</td> <td>基準地震動 Ss-3-3 追加に伴う 設計及び工事計画への見通し</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3-2表 安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価の抽出結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係条文</th> <th>安全審査資料に記載の評価概要</th> <th>抽出対象</th> <th>左記判断理由</th> <th>Ss-3追加に伴う 設計及び工事計画への見通し</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第39条 による 地震による 損傷の防止</td> <td>本記載内容は、商業機密あるいは防護上の観点から、公開できません。 本記載内容は「川内原子力発電所 審査資料 Ss-2-0（参考）」に示す。</td> <td>X</td> <td>【地盤支撑力の不足】 平成27年3月18日付け原題別紙第1503181号にて認可された工事計画の添付資料6別添1「可燃型重大事故等対処設備等の保管場所及びアクセスルートについて」より、最大超過率以上の耐震裕度を有しておりますが、現行手法により耐震性を満足する見込みであることを確認していることから、既許可の方針を変更する必要はない。</td> <td>本記載内容は、商業機密あるいは防護上の観点から、公開できません。 本記載内容は「川内原子力発電所 審査資料 Ss-2-0（参考）」に示す。</td> </tr> <tr> <td>第41条 による 火災による 損傷の防止</td> <td>大容量空冷式発電機等を設置する火災区域にて火災が発生した場合、専属消防本部処室に配備している移動式消火設備にて消火する方針としており、地震が発生した場合においても移動式消防設備にて消火可能であることを示すため、専属消防本部建屋の基礎地盤Ssに対する地盤応答解析結果を示している。 【SA-077 改107 川内原子力発電所1号炉及び2号炉 設置許可基準規則等への適合性につ</td> <td>X</td> <td>【専属消防本部建屋】 平成27年3月18日付け原題別紙第1503181号にて認可された工事計画の補足説明書、水平(EW) : 0.62秒である。固有周期が超過回転数と一致していないことから、現行手法により該設備のうち火災防護設備（その他常用用原子炉の附帯設備）(平成27年3月16日)3-6大容量空冷式発電機を設置する火災区域の消火設備についても評価結果が示されており、抽出対象外。</td> <td>※安全審査資料の内容は、プラント毎に異なる。</td> </tr> </tbody> </table>	関係条文	安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価概要	抽出対象	左記判断理由	Ss-3追加に伴う 設計及び工事計画への見通し	第10条 津波による損傷 の防止	本箇所の記載内容は機密に係る事項を含むため、伊方発電所安全審査資料S-1-2参考「伊方発電所3号炉 標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請」に示す。	X	-	基準地震動 Ss-3-3 追加に伴う 設計及び工事計画への見通し	第42条 指定重大事故等 対処施設	本箇所の記載内容は機密に係る事項を含むため、伊方発電所安全審査資料S-1-2参考「伊方発電所3号炉 標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請」に示す。	X	-	基準地震動 Ss-3-3 追加に伴う 設計及び工事計画への見通し	関係条文	安全審査資料に記載の評価概要	抽出対象	左記判断理由	Ss-3追加に伴う 設計及び工事計画への見通し	第39条 による 地震による 損傷の防止	本記載内容は、商業機密あるいは防護上の観点から、公開できません。 本記載内容は「川内原子力発電所 審査資料 Ss-2-0（参考）」に示す。	X	【地盤支撑力の不足】 平成27年3月18日付け原題別紙第1503181号にて認可された工事計画の添付資料6別添1「可燃型重大事故等対処設備等の保管場所及びアクセスルートについて」より、最大超過率以上の耐震裕度を有しておりますが、現行手法により耐震性を満足する見込みであることを確認していることから、既許可の方針を変更する必要はない。	本記載内容は、商業機密あるいは防護上の観点から、公開できません。 本記載内容は「川内原子力発電所 審査資料 Ss-2-0（参考）」に示す。	第41条 による 火災による 損傷の防止	大容量空冷式発電機等を設置する火災区域にて火災が発生した場合、専属消防本部処室に配備している移動式消火設備にて消火する方針としており、地震が発生した場合においても移動式消防設備にて消火可能であることを示すため、専属消防本部建屋の基礎地盤Ssに対する地盤応答解析結果を示している。 【SA-077 改107 川内原子力発電所1号炉及び2号炉 設置許可基準規則等への適合性につ	X	【専属消防本部建屋】 平成27年3月18日付け原題別紙第1503181号にて認可された工事計画の補足説明書、水平(EW) : 0.62秒である。固有周期が超過回転数と一致していないことから、現行手法により該設備のうち火災防護設備（その他常用用原子炉の附帯設備）(平成27年3月16日)3-6大容量空冷式発電機を設置する火災区域の消火設備についても評価結果が示されており、抽出対象外。	※安全審査資料の内容は、プラント毎に異なる。
関係条文	安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価概要	抽出対象	左記判断理由	Ss-3追加に伴う 設計及び工事計画への見通し																										
第10条 津波による損傷 の防止	本箇所の記載内容は機密に係る事項を含むため、伊方発電所安全審査資料S-1-2参考「伊方発電所3号炉 標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請」に示す。	X	-	基準地震動 Ss-3-3 追加に伴う 設計及び工事計画への見通し																										
第42条 指定重大事故等 対処施設	本箇所の記載内容は機密に係る事項を含むため、伊方発電所安全審査資料S-1-2参考「伊方発電所3号炉 標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請」に示す。	X	-	基準地震動 Ss-3-3 追加に伴う 設計及び工事計画への見通し																										
関係条文	安全審査資料に記載の評価概要	抽出対象	左記判断理由	Ss-3追加に伴う 設計及び工事計画への見通し																										
第39条 による 地震による 損傷の防止	本記載内容は、商業機密あるいは防護上の観点から、公開できません。 本記載内容は「川内原子力発電所 審査資料 Ss-2-0（参考）」に示す。	X	【地盤支撑力の不足】 平成27年3月18日付け原題別紙第1503181号にて認可された工事計画の添付資料6別添1「可燃型重大事故等対処設備等の保管場所及びアクセスルートについて」より、最大超過率以上の耐震裕度を有しておりますが、現行手法により耐震性を満足する見込みであることを確認していることから、既許可の方針を変更する必要はない。	本記載内容は、商業機密あるいは防護上の観点から、公開できません。 本記載内容は「川内原子力発電所 審査資料 Ss-2-0（参考）」に示す。																										
第41条 による 火災による 損傷の防止	大容量空冷式発電機等を設置する火災区域にて火災が発生した場合、専属消防本部処室に配備している移動式消火設備にて消火する方針としており、地震が発生した場合においても移動式消防設備にて消火可能であることを示すため、専属消防本部建屋の基礎地盤Ssに対する地盤応答解析結果を示している。 【SA-077 改107 川内原子力発電所1号炉及び2号炉 設置許可基準規則等への適合性につ	X	【専属消防本部建屋】 平成27年3月18日付け原題別紙第1503181号にて認可された工事計画の補足説明書、水平(EW) : 0.62秒である。固有周期が超過回転数と一致していないことから、現行手法により該設備のうち火災防護設備（その他常用用原子炉の附帯設備）(平成27年3月16日)3-6大容量空冷式発電機を設置する火災区域の消火設備についても評価結果が示されており、抽出対象外。	※安全審査資料の内容は、プラント毎に異なる。																										

【川内 1, 2 号】川内標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請書の変更要否の整理について 比較表

※安全審査資料の内容
は、プラント毎に異
なる。

【川内1,2号】川内標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請書の変更要否の整理について 比較表

伊方発電所3号炉（令和4年1月18日提出版）	川内原子力発電所1号炉及び2号炉	差異理由																												
<p>第3-2表 安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価の抽出結果</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>関係条文</th> <th>安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価概要</th> <th>抽出対象</th> <th>左記判断理由</th> <th>Ss-3追加に伴う 設計及び工事計画への見通し</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>より耐震性を満足する見込みであり、既許可の方針を変更する必要はない。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td><燃料油貯蔵タンク> 平成27年3月18日付け原規規発第1503181号にて認可された工事計画の添付資料3-17-8-7「燃料油貯蔵タンクの耐震計算書」等より、当該設備の固有値は、水平：0.033秒、鉛直：剛（0.033秒以下）である。固有値が超過周期帯と一致するものの、Ss-3の超過割合及びSs-1,2に対する現行裕度を踏まえると、認可実績のある評価手法により耐震性を満足する見込みであり、既許可の方針を変更する必要はない。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td><大容量空冷式発電機車> 平成27年3月18日付け原規規発第1503181号にて認可された工事計画の添付資料3-17-8-2-1「大容量空冷式発電機（ガスタービン機関）の耐震計算書」等より、当該設備の固有値は、水平：0.48秒、鉛直：剛（0.033秒以下）である。固有周期が超過周期帯と一致していないことから、現行手法により評価基準値を満足する見込みであり、既許可の方針を変更する必要はない。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td><大容量空冷式発電機用燃料タンク> 平成27年3月18日付け原規規発第1503181号にて認可された工事計画の添付資料3-17-8-6「大容量空冷式発電機用燃料タンクの耐震計算書」等より、当該設備の固有値は、水平：0.019秒、鉛直：剛（0.033秒以下）である。固有値が超過周期帯と一致するものの、Ss-3の超過割合及びSs-1,2に対する現行裕度を踏まえると、認可実績のある評価手法により耐震性を満足する見込みであり、既許可の方針を変更する必要はない。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td><アスファルト貯蔵タンク> 平成27年3月18日付け原規規発第1503181号にて認可された工事計画の添付資料KO-127「工事計画に係る説明資料（安全設備及び重</td> </tr> </tbody> </table>	関係条文	安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価概要	抽出対象	左記判断理由	Ss-3追加に伴う 設計及び工事計画への見通し					より耐震性を満足する見込みであり、既許可の方針を変更する必要はない。					<燃料油貯蔵タンク> 平成27年3月18日付け原規規発第1503181号にて認可された工事計画の添付資料3-17-8-7「燃料油貯蔵タンクの耐震計算書」等より、当該設備の固有値は、水平：0.033秒、鉛直：剛（0.033秒以下）である。固有値が超過周期帯と一致するものの、Ss-3の超過割合及びSs-1,2に対する現行裕度を踏まえると、認可実績のある評価手法により耐震性を満足する見込みであり、既許可の方針を変更する必要はない。					<大容量空冷式発電機車> 平成27年3月18日付け原規規発第1503181号にて認可された工事計画の添付資料3-17-8-2-1「大容量空冷式発電機（ガスタービン機関）の耐震計算書」等より、当該設備の固有値は、水平：0.48秒、鉛直：剛（0.033秒以下）である。固有周期が超過周期帯と一致していないことから、現行手法により評価基準値を満足する見込みであり、既許可の方針を変更する必要はない。					<大容量空冷式発電機用燃料タンク> 平成27年3月18日付け原規規発第1503181号にて認可された工事計画の添付資料3-17-8-6「大容量空冷式発電機用燃料タンクの耐震計算書」等より、当該設備の固有値は、水平：0.019秒、鉛直：剛（0.033秒以下）である。固有値が超過周期帯と一致するものの、Ss-3の超過割合及びSs-1,2に対する現行裕度を踏まえると、認可実績のある評価手法により耐震性を満足する見込みであり、既許可の方針を変更する必要はない。					<アスファルト貯蔵タンク> 平成27年3月18日付け原規規発第1503181号にて認可された工事計画の添付資料KO-127「工事計画に係る説明資料（安全設備及び重
関係条文	安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価概要	抽出対象	左記判断理由	Ss-3追加に伴う 設計及び工事計画への見通し																										
				より耐震性を満足する見込みであり、既許可の方針を変更する必要はない。																										
				<燃料油貯蔵タンク> 平成27年3月18日付け原規規発第1503181号にて認可された工事計画の添付資料3-17-8-7「燃料油貯蔵タンクの耐震計算書」等より、当該設備の固有値は、水平：0.033秒、鉛直：剛（0.033秒以下）である。固有値が超過周期帯と一致するものの、Ss-3の超過割合及びSs-1,2に対する現行裕度を踏まえると、認可実績のある評価手法により耐震性を満足する見込みであり、既許可の方針を変更する必要はない。																										
				<大容量空冷式発電機車> 平成27年3月18日付け原規規発第1503181号にて認可された工事計画の添付資料3-17-8-2-1「大容量空冷式発電機（ガスタービン機関）の耐震計算書」等より、当該設備の固有値は、水平：0.48秒、鉛直：剛（0.033秒以下）である。固有周期が超過周期帯と一致していないことから、現行手法により評価基準値を満足する見込みであり、既許可の方針を変更する必要はない。																										
				<大容量空冷式発電機用燃料タンク> 平成27年3月18日付け原規規発第1503181号にて認可された工事計画の添付資料3-17-8-6「大容量空冷式発電機用燃料タンクの耐震計算書」等より、当該設備の固有値は、水平：0.019秒、鉛直：剛（0.033秒以下）である。固有値が超過周期帯と一致するものの、Ss-3の超過割合及びSs-1,2に対する現行裕度を踏まえると、認可実績のある評価手法により耐震性を満足する見込みであり、既許可の方針を変更する必要はない。																										
				<アスファルト貯蔵タンク> 平成27年3月18日付け原規規発第1503181号にて認可された工事計画の添付資料KO-127「工事計画に係る説明資料（安全設備及び重																										

※安全審査資料の内容
は、プラント毎に異なる。

【川内 1, 2 号】川内標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請書の変更要否の整理について 比較表

伊方発電所 3 号炉（令和 4 年 1 月 18 日提出版）	川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉	差異理由												
	<p>第 3-2 表 安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価の抽出結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係条文</th><th>安全審査資料に対する評価概要 基準地震動等に対する評価概要</th><th>抽出対象</th><th>左記判断理由</th><th>Ss-3 追加に伴う 設計及び工事計画への見通し</th><th>川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書)」等より、当該設備は、最大超過率以上の耐震裕度を有しており、現行手法により耐震性を満足する見込みであるため、既許可の方針を変更する必要はない。 <燃料取扱用水タンク> 平成 27 年 3 月 18 日付け原燃規基第 1503181 号にて認可された工事計画の添付資料 3-17-3-9 「燃料取扱用水タンクの耐震計算書」等より、当該設備の固有値(は、水平 : 0.134 秒、鉛直 : 剛 (0.033 秒以下) である。固有値が超過周期と一致するものの、Ss-3 の超過割合及び Ss-1, 2 に対応する現行裕度を踏まえると、認可実績のある評価手法の適用及び支持構造物の追設等が可能であることから、耐震安全性を満足する見通しであり、既許可の設計方針を変更する必要はない。 <復水タンク> 平成 27 年 3 月 18 日付け原燃規基第 1503181 号にて認可された工事計画の添付資料 3-17-3-20 「復水タンクの耐震計算書」等より、当該設備の固有値(は、水平 : 0.122 秒、鉛直 : 剛 (0.033 秒以下) である。固有値が超過周期と一致するものの、Ss-3 の超過割合及び Ss-1, 2 に対応する現行裕度を踏まえると、認可実績のある評価手法の適用及び支持構造物の追設等が可能であることがから、耐震安全性を満足する見通しであり、既許可の設計方針を変更する必要はない。 【周辺斜面及び敷地地下斜面のすべり】 平成 27 年 3 月 18 日付け原燃規基第 1503181 号にて認可された工事計画の添付資料 6 別添 1 「可搬型重大事故等対処設備等の保管場所及びアクセスルートについて」等より、及び Ss-3 の超過率及び Ss-1, 2 に対する現行裕度を踏まえると、現行手法により耐震性を満足する見込みであることを確認</td><td></td></tr> </tbody> </table>	関係条文	安全審査資料に対する評価概要 基準地震動等に対する評価概要	抽出対象	左記判断理由	Ss-3 追加に伴う 設計及び工事計画への見通し	川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉					大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書)」等より、当該設備は、最大超過率以上の耐震裕度を有しており、現行手法により耐震性を満足する見込みであるため、既許可の方針を変更する必要はない。 <燃料取扱用水タンク> 平成 27 年 3 月 18 日付け原燃規基第 1503181 号にて認可された工事計画の添付資料 3-17-3-9 「燃料取扱用水タンクの耐震計算書」等より、当該設備の固有値(は、水平 : 0.134 秒、鉛直 : 剛 (0.033 秒以下) である。固有値が超過周期と一致するものの、Ss-3 の超過割合及び Ss-1, 2 に対応する現行裕度を踏まえると、認可実績のある評価手法の適用及び支持構造物の追設等が可能であることから、耐震安全性を満足する見通しであり、既許可の設計方針を変更する必要はない。 <復水タンク> 平成 27 年 3 月 18 日付け原燃規基第 1503181 号にて認可された工事計画の添付資料 3-17-3-20 「復水タンクの耐震計算書」等より、当該設備の固有値(は、水平 : 0.122 秒、鉛直 : 剛 (0.033 秒以下) である。固有値が超過周期と一致するものの、Ss-3 の超過割合及び Ss-1, 2 に対応する現行裕度を踏まえると、認可実績のある評価手法の適用及び支持構造物の追設等が可能であることがから、耐震安全性を満足する見通しであり、既許可の設計方針を変更する必要はない。 【周辺斜面及び敷地地下斜面のすべり】 平成 27 年 3 月 18 日付け原燃規基第 1503181 号にて認可された工事計画の添付資料 6 別添 1 「可搬型重大事故等対処設備等の保管場所及びアクセスルートについて」等より、及び Ss-3 の超過率及び Ss-1, 2 に対する現行裕度を踏まえると、現行手法により耐震性を満足する見込みであることを確認		<p>※安全審査資料の内容は、プラント毎に異なる。</p>
関係条文	安全審査資料に対する評価概要 基準地震動等に対する評価概要	抽出対象	左記判断理由	Ss-3 追加に伴う 設計及び工事計画への見通し	川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉									
				大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書)」等より、当該設備は、最大超過率以上の耐震裕度を有しており、現行手法により耐震性を満足する見込みであるため、既許可の方針を変更する必要はない。 <燃料取扱用水タンク> 平成 27 年 3 月 18 日付け原燃規基第 1503181 号にて認可された工事計画の添付資料 3-17-3-9 「燃料取扱用水タンクの耐震計算書」等より、当該設備の固有値(は、水平 : 0.134 秒、鉛直 : 剛 (0.033 秒以下) である。固有値が超過周期と一致するものの、Ss-3 の超過割合及び Ss-1, 2 に対応する現行裕度を踏まえると、認可実績のある評価手法の適用及び支持構造物の追設等が可能であることから、耐震安全性を満足する見通しであり、既許可の設計方針を変更する必要はない。 <復水タンク> 平成 27 年 3 月 18 日付け原燃規基第 1503181 号にて認可された工事計画の添付資料 3-17-3-20 「復水タンクの耐震計算書」等より、当該設備の固有値(は、水平 : 0.122 秒、鉛直 : 剛 (0.033 秒以下) である。固有値が超過周期と一致するものの、Ss-3 の超過割合及び Ss-1, 2 に対応する現行裕度を踏まえると、認可実績のある評価手法の適用及び支持構造物の追設等が可能であることがから、耐震安全性を満足する見通しであり、既許可の設計方針を変更する必要はない。 【周辺斜面及び敷地地下斜面のすべり】 平成 27 年 3 月 18 日付け原燃規基第 1503181 号にて認可された工事計画の添付資料 6 別添 1 「可搬型重大事故等対処設備等の保管場所及びアクセスルートについて」等より、及び Ss-3 の超過率及び Ss-1, 2 に対する現行裕度を踏まえると、現行手法により耐震性を満足する見込みであることを確認										

【川内1,2号】川内標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請書の変更要否の整理について 比較表

伊方発電所3号炉（令和4年1月18日提出版）	川内原子力発電所1号炉及び2号炉	差異理由																					
	<p>第3-2表 安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価の抽出結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係条文</th><th>安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価概要</th><th>抽出対象</th><th>左記判断理由</th><th>Ss-3 追加に伴う 設計及び工事計画への見通し</th><th>していることから、既許可の方針を変更する必要はない。</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>【液状化及び橋脚下による不等沈下】 平成27年3月18日付け原規規発第1503181号にて認可された工事計画の添付資料6別添1「可搬型重大事故等対処設備等の保管場所及びアクセスルートについて」等より、最大超過率以上の耐震裕度を有しており現行手法により耐震性を満足する見込みであること、及び豫防緩和対策を網羅的に講じており耐震評価による影響は受けないことを確認していることから、既許可の方針を変更する必要はない。</td><td>【地盤支持力の不足】 平成27年3月18日付け原規規発第1503181号にて認可された工事計画の添付資料6別添1「可搬型重大事故等対処設備等の保管場所及びアクセスルートについて」等より、最大超過率以上の耐震裕度を有しており現行手法により耐震性を満足する見込みであること、既許可の方針を変更することから、既許可の方針を確認する必要はない。</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>【地下構造物に対する事前対策】 平成27年3月18日付け原規規発第1503181号にて認可された工事計画の添付資料6別添1「可搬型重大事故等対処設備等の保管場所及びアクセスルートについて」等より、保管場所については、地下構造物の影響は受けないこと、アクセスルートについては、鋼板敷設による事前対策を講じており耐震評価による影響は受けないことを確認していることから、既許可の方針を変更する必要はない。</td><td>【220kV川内原子力支線No.2,3鉄塔】 当該設備の耐震評価において支配的である水平方向の固有値は、0.349秒以上である。固有値が超過閏期値と一致していないことから、現行手法により耐震性を満足する見込みであり、既許可の方針を変更する必要はない。</td></tr> <tr> <td>第43条の3 第6緊急用保管エリア（拡張部）の健全性に関する説明の中で、Ssに対する送電鉄塔の耐震評価を示している。保管エリアが拡張される予定地に×</td><td>設工認の見通しを得たための評価であり、令和元年6月3日付け原規規発第1906035号にて認可された工事計画の添付資料4「安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書」等でも評価結果が示されており、抽出対象外。</td><td></td></tr> </tbody> </table>	関係条文	安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価概要	抽出対象	左記判断理由	Ss-3 追加に伴う 設計及び工事計画への見通し	していることから、既許可の方針を変更する必要はない。					【液状化及び橋脚下による不等沈下】 平成27年3月18日付け原規規発第1503181号にて認可された工事計画の添付資料6別添1「可搬型重大事故等対処設備等の保管場所及びアクセスルートについて」等より、最大超過率以上の耐震裕度を有しており現行手法により耐震性を満足する見込みであること、及び豫防緩和対策を網羅的に講じており耐震評価による影響は受けないことを確認していることから、既許可の方針を変更する必要はない。	【地盤支持力の不足】 平成27年3月18日付け原規規発第1503181号にて認可された工事計画の添付資料6別添1「可搬型重大事故等対処設備等の保管場所及びアクセスルートについて」等より、最大超過率以上の耐震裕度を有しており現行手法により耐震性を満足する見込みであること、既許可の方針を変更することから、既許可の方針を確認する必要はない。					【地下構造物に対する事前対策】 平成27年3月18日付け原規規発第1503181号にて認可された工事計画の添付資料6別添1「可搬型重大事故等対処設備等の保管場所及びアクセスルートについて」等より、保管場所については、地下構造物の影響は受けないこと、アクセスルートについては、鋼板敷設による事前対策を講じており耐震評価による影響は受けないことを確認していることから、既許可の方針を変更する必要はない。	【220kV川内原子力支線No.2,3鉄塔】 当該設備の耐震評価において支配的である水平方向の固有値は、0.349秒以上である。固有値が超過閏期値と一致していないことから、現行手法により耐震性を満足する見込みであり、既許可の方針を変更する必要はない。	第43条の3 第6緊急用保管エリア（拡張部）の健全性に関する説明の中で、Ssに対する送電鉄塔の耐震評価を示している。保管エリアが拡張される予定地に×	設工認の見通しを得たための評価であり、令和元年6月3日付け原規規発第1906035号にて認可された工事計画の添付資料4「安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書」等でも評価結果が示されており、抽出対象外。		※安全審査資料の内容は、プラント毎に異なる。
関係条文	安全審査資料に記載の基準地震動等に対する評価概要	抽出対象	左記判断理由	Ss-3 追加に伴う 設計及び工事計画への見通し	していることから、既許可の方針を変更する必要はない。																		
				【液状化及び橋脚下による不等沈下】 平成27年3月18日付け原規規発第1503181号にて認可された工事計画の添付資料6別添1「可搬型重大事故等対処設備等の保管場所及びアクセスルートについて」等より、最大超過率以上の耐震裕度を有しており現行手法により耐震性を満足する見込みであること、及び豫防緩和対策を網羅的に講じており耐震評価による影響は受けないことを確認していることから、既許可の方針を変更する必要はない。	【地盤支持力の不足】 平成27年3月18日付け原規規発第1503181号にて認可された工事計画の添付資料6別添1「可搬型重大事故等対処設備等の保管場所及びアクセスルートについて」等より、最大超過率以上の耐震裕度を有しており現行手法により耐震性を満足する見込みであること、既許可の方針を変更することから、既許可の方針を確認する必要はない。																		
				【地下構造物に対する事前対策】 平成27年3月18日付け原規規発第1503181号にて認可された工事計画の添付資料6別添1「可搬型重大事故等対処設備等の保管場所及びアクセスルートについて」等より、保管場所については、地下構造物の影響は受けないこと、アクセスルートについては、鋼板敷設による事前対策を講じており耐震評価による影響は受けないことを確認していることから、既許可の方針を変更する必要はない。	【220kV川内原子力支線No.2,3鉄塔】 当該設備の耐震評価において支配的である水平方向の固有値は、0.349秒以上である。固有値が超過閏期値と一致していないことから、現行手法により耐震性を満足する見込みであり、既許可の方針を変更する必要はない。																		
第43条の3 第6緊急用保管エリア（拡張部）の健全性に関する説明の中で、Ssに対する送電鉄塔の耐震評価を示している。保管エリアが拡張される予定地に×	設工認の見通しを得たための評価であり、令和元年6月3日付け原規規発第1906035号にて認可された工事計画の添付資料4「安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書」等でも評価結果が示されており、抽出対象外。																						
		20																					

【川内1,2号】川内標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請書の変更要否の整理について 比較表

伊方発電所3号炉（令和4年11月18日提出版）	川内原子力発電所1号炉及び2号炉	差異理由																				
	<p>第3-2表 安全審査資料に記載の基準地盤動等に対する評価の抽出結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係条文</th> <th>安全審査資料に記載の基準地盤動等に対する評価概要</th> <th>抽出対象</th> <th>左記判断理由</th> <th>Ss-3追加に伴う設計及び工事計画への見通し</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>必要な措置を実施するためには、必要な技術的能力を確認する方針としており、その確認評価結果についても記載している。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>【EM-01 改6 川内原子力発電所1号炉及び2号炉 設置許可基準規則等への適合性について（緊急時対策所の変更）（設計基準対象施設）（平成29年1月27日）P.34-補足-195】</td> <td>EM-01 改6 川内原子力発電所1号炉及び2号炉 設置許可基準規則等への適合性について（緊急時対策所の変更）（設計基準対象施設）（平成29年1月27日）P.34-補足-195】</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>【EM-002 改9 川内原子力発電所1号炉及び2号炉 設置許可基準規則等への適合性について（重大事故等対応施設）（平成29年1月27日）P.61-8-補足-195】</td> <td>EM-002 改9 川内原子力発電所1号炉及び2号炉 設置許可基準規則等への適合性について（重大事故等対応施設）（平成29年1月27日）P.61-8-補足-195】</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	関係条文	安全審査資料に記載の基準地盤動等に対する評価概要	抽出対象	左記判断理由	Ss-3追加に伴う設計及び工事計画への見通し	必要な措置を実施するためには、必要な技術的能力を確認する方針としており、その確認評価結果についても記載している。					【EM-01 改6 川内原子力発電所1号炉及び2号炉 設置許可基準規則等への適合性について（緊急時対策所の変更）（設計基準対象施設）（平成29年1月27日）P.34-補足-195】	EM-01 改6 川内原子力発電所1号炉及び2号炉 設置許可基準規則等への適合性について（緊急時対策所の変更）（設計基準対象施設）（平成29年1月27日）P.34-補足-195】				【EM-002 改9 川内原子力発電所1号炉及び2号炉 設置許可基準規則等への適合性について（重大事故等対応施設）（平成29年1月27日）P.61-8-補足-195】	EM-002 改9 川内原子力発電所1号炉及び2号炉 設置許可基準規則等への適合性について（重大事故等対応施設）（平成29年1月27日）P.61-8-補足-195】				※安全審査資料の内容は、プラント毎に異なる。
関係条文	安全審査資料に記載の基準地盤動等に対する評価概要	抽出対象	左記判断理由	Ss-3追加に伴う設計及び工事計画への見通し																		
必要な措置を実施するためには、必要な技術的能力を確認する方針としており、その確認評価結果についても記載している。																						
【EM-01 改6 川内原子力発電所1号炉及び2号炉 設置許可基準規則等への適合性について（緊急時対策所の変更）（設計基準対象施設）（平成29年1月27日）P.34-補足-195】	EM-01 改6 川内原子力発電所1号炉及び2号炉 設置許可基準規則等への適合性について（緊急時対策所の変更）（設計基準対象施設）（平成29年1月27日）P.34-補足-195】																					
【EM-002 改9 川内原子力発電所1号炉及び2号炉 設置許可基準規則等への適合性について（重大事故等対応施設）（平成29年1月27日）P.61-8-補足-195】	EM-002 改9 川内原子力発電所1号炉及び2号炉 設置許可基準規則等への適合性について（重大事故等対応施設）（平成29年1月27日）P.61-8-補足-195】																					

【川内 1, 2 号】川内標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請書の変更要否の整理について 比較表

伊方発電所 3 号炉 (令和 4 年 1 月 18 日提出版)		川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉		差異理由
第 3-3 表 設計方針等の変更の必要性の検討結果 (1 / 3)	第 3-3 表 設計方針等の変更の必要性の検討結果 (1 / 3)	第 3-3 表 設計方針等の変更の必要性の検討結果 (1 / 3)	第 3-3 表 設計方針等の変更の必要性の検討結果 (1 / 3)	
基準地震動等に対する設計方針等に対する場合のみ抜粋) 既許可申請書	基準地震動等に関する記載概要	左記判断理由	左記判断理由	
五号 火 炉 発電用原子炉施設の位置 五号 イ 充電用原子炉施設の位置	・各施設について、許認可基準規則で求められている支特性能等を有する ・アセスメントに依り、想定される重大事故等に対して対応できるよう地 形電用原子炉施設の構造強度 (基準地震動のスペクトル形状及び時刻歴波 形電用原子炉施設の設計方針を記載。 ・耐震設計 (火災による水位変動に対する設計方針を記載。 ・緊急時対策所や油槽による地盤運動による地盤力をに対して 機能を喪失しないよう設計する方針を記載。	否 ※	要 基準地震動のスペクトル形状及び時刻歴波を記 載しており、追加した Ss-3 の反映を記載。 標準応答スペクトルに基づく基準地震動 Ss-3 の 地震の実験を基に算定される地盤運動量に影響を 及ぼさない。	
五号 ロ 充電用原子炉施設の一般構造 五号 ヌ その他在電用原子炉施設の構造及び設備 十号 発電用原子炉施設の構造及び設備	・施設 (3 系統目) の時に高い信頼性に対する設計方針を記載。 ・緊急時対策所や油槽による地盤運動に対する方針を記載。 ・地震にも対応できる施設及び体制を整備することを記載。	否 ※	否 標準応答スペクトルを考慮しても、地震 PRA に用 いる確率論的地震ハザード評価にも影響がないため、後 段の (火災による水位変動に対する設計方針及び算定結果について 記載が必要)、新たな事象シーケンスグループの追加要否を判断する影響及び影響に及ぼす 影響はなく、標準応答スペクトルを考慮することによる影 響はない。(添付資料 1)	
添付書類六 変更に係る充電用原子炉施設の場所に関する気象、地 盤、水理、地盤、社会環境等の状況に関する説明書 十一号 ハ 変更に係る基準地震動に対する対策の有効性を確認する代表的な年次検定において、 PRA の知見を踏まえ、設置許可基準規則等で想定する事故シーケンスグル ープ等に含まない、有意な傾向又は影響をもたらすものが新たに抽出さ れることを確認することを記載。	・基準地震動等の地震や地盤構造の調査結果 ・施設周辺の安定評価結果 ・周辺斜面の安定評価結果 ・基準地震動の策定方針及び策定結果について記載。 ・地震に対する直接受け度を評議し、重視も考慮した上で基準地震を設定 している。 ・火山性地震について、文献調査に基づいて影響がないことを確認している。	要 追加した Ss-3 の策定方針及び算定結果について 記載が必要 要 追加は、標準応答スペクトルに基づく基準地震動 Ss-3 の 地震の実験と関係がない。	要 追加した Ss-3 の策定方針及び算定結果について 記載が必要 要 追加は、標準応答スペクトルを考慮することによる影 響はない。(添付資料 1)	
添付書類 3. 地盤 5. 地震 7. 津波 8. 火山	※ 基準地震動等の追加を考慮した場合でも「基準地震動又は弹性性設計用地震動による地盤力で設計する」ことの規定による			
第 3-3 表 設計方針等の変更の必要性の検討結果 (2 / 3)	要許可申請書	基準地震動等に関する記載概要	左記判断理由	
五号 イ 発電用原子炉施設の位置、 構造及び設備	・各施設について、設置許可基準規則で求められている支特性能等を 有する地盤に設置する。 ・アセスメントにて、想定される重大事故等に対応できるよ うに地盤に対する影響を相手とする。 ・耐震構造 (基準地震動の応答スペクトル及び時刻歴波形を除く。) の設計方針を記載。	否 Ss-3 追加を考慮しても、基準地震動又は弹性 性設計用地震動による地盤力で設計するとい う設計方針には変更ないため、変更否と判断 した。	要 Ss-3 の追加を考慮しても、基準地震動又は弹性 性設計用地震動による地盤力で設計するとい う設計方針には変更ないため、変更否と判断 した。	(1)
五号 ロ 発電用原子炉施設の位置 五号 ヌ その他在電用原子炉施設の構 造及び設備 十号 発電用原子炉施設の一般構造	・耐震構造 (火力発電による水位変動に、地震による地盤運動量を 安全側に考慮) の設計方針を記載。 ・蓄電池 (3 系統目) について、特に高い信頼性に対する設計方針を 記載。 ・緊急時対策所や通信連絡設備について、基準地震動による地盤に対 して機能を喪失しない設計とする方針を記載。	要 Ss-3 の応答スペクトル及び時刻歴波形につい て反映が必須。 否 Ss-3 を考慮しない地盤動 (Ss-3) を追加して 地盤運動量に変更がないため、変更否と判断 した。	要 Ss-3 を考慮しない地盤動 (Ss-3) を追加して 地盤運動量に変更はないため、変更否と判断 した。	
五号 ハ 重大事故に至るおそれがある事故 (通常時の異常な過熱化及び設計 基準事故を除く。) 又は重大事故 の他の事故が発生した場合における 措置及び体制に関する事項	・地震にも対応できる施設及び体制を整備することを記載。	否 Ss-3 追加を考慮しても、基準地震動又は弹性 性設計用地震動による地盤ハザード評価に変 化はない。後段の PRA の結果に影響がないた め、地震 PRA の結果に影響はない。新たな事象 シーケンスグループの追加要否を判断する頻 度及び影響において、標準応答スペクトルを考 慮することによる影響はなく、事故シーケンス グループ選定の結果に影響はない。(添付資料 1)	要 重大的事故に対する対策の有効性を確認する代表的な事象選定に おいて、PRA の知見を踏まえ、設置許可基準規則等で想定する事 象シーケンスグループ等に含まれない有意な傾向又は影響をもたら すものが新たに抽出されないことを確認することを記載。	
二十号 ハ				(1) 発電用原子炉施設 の耐震構造のうち、 設計方針について は変更がないため、 それを明確化する 目的で項目を細分 化した。 (2) 設置許可申請書 の資料構成の相違

【川内1,2号】川内標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請書の変更要否の整理について 比較表

【川内 1,2 号】川内標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請書の変更要否の整理について 比較表

【川内 1, 2 号】川内標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請書の変更要否の整理について 比較表

伊方発電所 3 号炉（令和 4 年 1 月 18 日提出版）	川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉	差異理由
<p>4.まとめ</p> <p>既許可申請書及び安全審査資料から、基準地震動等に対する設計方針や評価結果の記載を抽出し、Ss-3-3 の追加に伴い記載内容に変更が生じるか検討した。</p> <p>その結果、既許可申請書には、基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価並びに基準地震動の策定結果以外については、基準地震動等に対する設計方針の記載であることを確認した。 ①</p> <p>また、基準地震動等に対する設計方針を策定するに際し、安全審査資料において実施している基準地震動等に対する評価については、Ss-3-3 を追加してもその評価結果や考察に影響を与えない、若しくは、（設計及び）工事計画認可申請書に対する見通しを示すものであって、改めて（設計及び）工事計画認可申請書若しくは同申請書の補足説明資料にて評価結果を示している内容であることを確認した。 ②</p> <p>追加する基準地震動 Ss-3-3 は、水平方向においては、既存の基準地震動 Ss-1 に包絡されており、鉛直方向においては、既存の基準地震動を上回っている周期帯があるものの、その範囲は狭く、超過している割合は最大でも 7% である。一般的な施設の耐震評価において、水平方向の地震力が支配的であることに加え、超過周期における基準地震動 Ss-1 に対する水平方向加速度比率との関係や、第 3-2 表で個別に考察した結果から、設計及び工事計画認可申請書に対する見通しを得ていることから、これらの評価結果については、同申請書の手続きの中で評価結果をお示しする。 ③</p> <p>なお、設計及び工事計画認可申請においては、認可実績のある評価手法を採用し、必要に応じて支持構造物の追設等の耐震工事等を実施することで、設置変更許可申請書の設計方針に基づいた申請を行う。</p> <p>以上の確認結果を元に、標準応答スペクトルを考慮した評価に基づき策定した基準地震動 Ss-3-3 を追加した設置変更許可を申請した。</p>	<p>4.まとめ</p> <p>既許可申請書及び安全審査資料から、基準地震動等に対する設計方針や評価結果の記載を抽出し、Ss-3 の追加に伴い記載内容に変更が生じるか検討した。</p> <p>その結果、既許可申請書には、基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価並びに基準地震動の策定結果以外については、基準地震動等に対する設計方針の記載であることを確認した。なお、弾性設計用地震動の設定にあたっては、基準地震動 Ss-3 に対して係数 0.5 を乗じることで、基準地震動 Ss-1 の応答スペクトルを包絡することを確認したため、これを弾性設計用地震動 Sd-3 として設定した。 ①</p> <p>また、基準地震動等に対する設計方針を作成するに際し、安全審査資料において実施している基準地震動等に対する評価については、以下の(1)又は(2)の事項に該当することから、既許可申請書に記載の設計方針に影響を与えるものではないことを確認した。</p> <p>(1)基準地震動等の追加が、その評価結果や考察に影響を与えないこと ②</p> <p>(2)設計及び工事計画認可申請書に対する見通しを示すものであって、改めて設計及び工事計画認可申請書若しくは同申請書の補足説明資料にて評価結果を示している内容については、基準地震動 Ss-3 の超過周期及び超過割合を踏まえ、既許可申請書の設計方針を変更する必要はないこと ③</p> <p>追加する基準地震動 Ss-3 の超過周期及び超過割合は、水平方向については、約 0.2 秒より短周期側において最大 5 割程度、鉛直方向については、主に約 0.1 秒より短周期側において最大 7 割程度である。基準地震動 Ss-3 追加に伴う施設への影響について、新規制基準適合性設工認以降の既設工認申請書に評価結果が記載された施設を対象として、網羅的に確認した結果、いずれも認可実績のある評価手法の適用及び支持構造物の追設等が可能であることから、耐震安全性を満足する見通しであり、既許可の設計方針を変更する必要はないことを確認した。</p> <p>なお、設計及び工事計画認可申請においては、認可実績のある評価手法を採用し、必要に応じて支持構造物の追設等の耐震工事等を実施することで、設置変更許可申請書の設計方針に基づいた申請を行う。</p> <p>以上の確認結果を基に、標準応答スペクトルを考慮した評価に基づき策定した基準地震動 Ss-3 を追加した設置変更許可を申請した。</p>	<p>① 川内 1, 2 号では、Sd-3 の設定にあたって、現行の Sd-1, 2 とは異なる係数を設定することとした。これは設置許可申請書の本文記載事項の変更を伴うため、今回申請における変更箇所として記載した。</p> <p>② 川内 1, 2 号では、水平方向において Ss-3 が現行 Ss を上回っているため、安全審査資料の抽出にあたっては、設工認申請書の評価結果を確認し、既許可申請書の設計方針への影響を考察した上で、抽出要否を判断することとした。</p> <p>③ 川内 1, 2 号では、水平方向において Ss-3 が現行 Ss を上回っているため、施設への影響確認にあたっては、設工認申請書を網羅的に確認した上で、既許可の設計方針を変更する必要はないことを確認している。</p>

【川内 1, 2 号】川内標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請書の変更要否の整理について 比較表

伊方発電所 3 号炉（令和 4 年 1 月 18 日提出版）	川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉	差異理由
<p>添付資料 1</p> <p>標準応答スペクトル考慮に伴う事故シーケンスグループ選定への影響について</p> <p>1. はじめに 標準応答スペクトル考慮に伴い、既許可における PRA の結果を踏まえた重大事故等対策の有効性評価を行うための事故シーケンスグループの選定に対する影響がないことを確認するものである。</p> <p>2. PRA を用いた事故シーケンスグループの選定（既許可） 重大事故等対策の有効性評価を行うための事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス選定の全体プロセスを第 2-1 図に示す。事故シーケンスグループの選定にあたっては、内部事象 PRA に加え、内部事象 PRA では想定していない複数機能・複数機器の同時喪失を伴う事象の発生を考慮した地震及び津波 PRA を用いている。 内部事象並びに地震及び津波 PRA の結果から得られた事故シーケンスについて、喪失した機能及び炉心損傷に至った主要因の観点から分類し、グループ化を行っている。このうち、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（以下「解釈」という。）に基づき必ず想定する事故シーケンスグループと直接的に対応しない外部事象特有の事象として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蒸気発生器伝熱管破損（複数本破損） ・原子炉建屋損傷 ・原子炉格納容器損傷 ・原子炉補助建屋損傷 <p>の事故シーケンスを抽出している。これらの事故シーケンス全体を 1 つの外部事象特有の事故シーケンスグループとし、解釈で必ず想定するとされている事故シーケンスグループと異なる新たな事故シーケンスグループとしての追加の要否について、頻度及び影響の観点から検討している。その結果、小規模な事象を含めても全炉心損傷頻度に対する寄与が極めて小さいこと、大規模な事故に至る頻度はさらに小さく、仮に発生したとしても影響を緩和する対策を整備していることから、解釈に基づき必ず想定するとされている事故シーケンスグループと比較して有意な頻度又は影響をもたらすものではなく、事故シーケンスグループとして新たに追加する必要はない総合的に判断している。</p> <p>添付 1-1</p>	<p>添付資料 1</p> <p>標準応答スペクトル考慮に伴う事故シーケンスグループ選定への影響について</p> <p>1. はじめに 標準応答スペクトル考慮に伴い、既許可における PRA の結果を踏まえた重大事故等対策の有効性評価を行うための事故シーケンスグループの選定に対する影響がないことを確認するものである。</p> <p>2. PRA を用いた事故シーケンスグループの選定（既許可） 重大事故等対策の有効性評価を行うための事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス選定の全体プロセスを第 2-1 図に示す。事故シーケンスグループの選定にあたっては、内部事象 PRA に加え、内部事象 PRA では想定していない複数機能・複数機器の同時喪失を伴う事象の発生を考慮した地震及び津波 PRA を用いている。 内部事象並びに地震及び津波 PRA の結果から得られた事故シーケンスについて、喪失した機能及び炉心損傷に至った主要因の観点から分類し、グループ化を行っている。このうち、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（以下「解釈」という。）に基づき必ず想定する事故シーケンスグループと直接的に対応しない外部事象特有の事象として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉建屋損傷 ・原子炉格納容器損傷 ・原子炉補助建屋損傷 ・複数の信号系損傷 ・蒸気発生器伝熱管破損（複数本破損） <p>の事故シーケンスを抽出している。これらの事故シーケンス全体を 1 つの外部事象特有の事故シーケンスグループとし、解釈で必ず想定するとされている事故シーケンスグループと異なる新たな事故シーケンスグループとしての追加の要否について、頻度及び影響の観点から検討している。その結果、小規模な事象を含めても全炉心損傷頻度に対する寄与が極めて小さいこと、大規模な事故に至る頻度はさらに小さく、仮に発生したとしても影響を緩和する対策を整備していることから、解釈に基づき必ず想定するとされている事故シーケンスグループと比較して有意な頻度又は影響をもたらすものではなく、事故シーケンスグループとして新たに追加する必要はない総合的に判断している。</p> <p>添付 1-1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・既許可の地震 PRA 評価結果の相違

【川内 1, 2 号】川内標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請書の変更要否の整理について 比較表

伊方発電所 3 号炉 (令和 4 年 1 月 18 日提出版)	川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉	差異理由
<p>解説1-1(b)のシケンスグループ (個別プラント評価により抽出するもの)</p> <p>① <個別プラントの確率論的リスク評価(PRA)></p> <p>内部事象 外部事象(適用可能なもの) ⇒ 地震、津波</p> <p>他の外部事象 火災、溢水、洪水、風(台風)、 雷暴、凍結、降水、積雪等 これらの外部事象により誘発される起因事象 について検討することで概略評価を実施</p> <p>解説1-1(a)のシケンスグループ (必ず想定することとされているもの)</p> <p>② <重要事故シケンスの選定> 事故シケンスグループ毎に重要事故 シケンスを選定し、炉心損傷防止対策の有効性を確認</p> <p>炉心損傷防止対策の 有効性評価</p> <p>解説1-2(a)を適用するもの</p> <p>③ <格納容器破損防止を図る シケンスの確認> 国内外の先進的な対策を考慮しても 炉心損傷防止対策が困難なものであるが、 格納容器破損防止対策に期待 できる。また、全体炉心損傷頻度への寄与が 小さいことを確認。</p> <p>格納容器破損防止対策の 有効性評価</p> <p>解説1-2(b)を適用するもの (原子炉格納容器の機能に期待できるもの)</p> <p>④ <炉心損傷防止対策が困難なもの> 例：原子炉補助冷却機能喪失+補助給水失敗 大LOCA+ECOS注入喪失等</p> <p>炉心損傷防止対策の 有効性評価</p> <p>解説1-2(a)、(b)の対応が困難なもの</p> <p>② 大規模損傷対策を含め、使用可能な 設備・機器を活用して影響の緩和を図る</p> <p>事故シケンスグループの追加要否の確認 炉心損傷頻度又は影響度の観点から、規則の解説1-1(a)のシケンスグループと同程度であるか等から総合的に判断 必ず想定する事故シケンスグループと比べ炉心損傷頻度が小さいこと及び事象発生時のプラントへの影響度には大きな幅を有することから、新しいグループとして追加不要と判断</p>	<p>解説1-1(b)のシケンスグループ (個別プラント評価により抽出するもの)</p> <p>① <個別プラントの確率論的リスク評価(PRA)></p> <p>内部事象 外部事象(適用可能なもの) ⇒ 地震、津波</p> <p>他の外部事象 火災、溢水、洪水、風(台風)、 雷暴、凍結、降水、積雪等 これらの外部事象により誘発される起因事象 について検討することで概略評価を実施</p> <p>解説1-1(a)のシケンスグループ (必ず想定することとされているもの)</p> <p>② <重要事故シケンスの選定> 事故シーケンスグループ毎に重要事故 シーケンスを選定し、炉心損傷防止対策の有効性を確認</p> <p>炉心損傷防止対策の 有効性評価</p> <p>解説1-2(a)を適用するもの</p> <p>③ <格納容器破損防止を図る シーケンスの確認> 国内外の先進的な対策を考慮しても 炉心損傷防止対策が困難なが 格納容器破損防止対策に期待 できる。また、全体炉心損傷頻度への寄与が 小さいことを確認。</p> <p>格納容器破損防止対策の 有効性評価</p> <p>解説1-2(b)を適用するもの (原子炉格納容器の機能に期待できるもの)</p> <p>④ <炉心損傷防止対策が困難なもの> 例：原子炉補助冷却機能喪失+補助給水失敗 大規模LOCA+ECOS注入失敗等</p> <p>炉心損傷防止対策の 有効性評価</p> <p>解説1-2(a)、(b)の対応が困難なもの</p> <p>② 大規模損傷対策を含め、発電 所において使用可能な設 備・機器を活用して影響の緩 和を図る</p> <p>事故シーケンス・炉心損傷頻度算出結果 解説1-1(a)のシーケンスグループと比較して、炉心損傷頻度が小さいこと及び事象発生時のプラントへの影響度には大きな幅を有することから、新しいグループとして追加不要と判断</p> <p>事故シーケンス・炉心損傷頻度算出結果 解説1-2(a)のシーケンスグループと比較して、炉心損傷頻度が小さいこと及び事象発生時に及ぼす影響は大きな幅を有することから、新しいグループとして追加不要と判断</p> <p>② 大規模損傷対策を含め、発電 所において使用可能な設 備・機器を活用して影響の緩 和を図る</p> <p>事故シーケンスグループの追加要否の確認 炉心損傷頻度又は影響度の観点から、規則の解説1-1(a)のシーケンスグループと同程度であるか等から総合的に判断 必ず想定する事故シーケンスグループと比べ炉心損傷頻度が小さいこと及び、事象発生時に及ぼす影響は大きな幅を有することから、新しいグループとして追加不要と判断</p>	

第2-1図 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス選定の全体プロセス
(平成27年7月15日許可に係る添付書類十追補2, I 事故シーケンスグループおよび重要事故シーケンス等の選定について
第I-1図 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス選定の全体プロセス の再掲)

3. 標準応答スペクトル考慮に伴う地震PRA及び事故シーケンスグループの選定への影響

2. のとおり、事故シーケンスグループの選定における地震事象特有の事故シナリオは、炉心損傷頻度に対する寄与が極めて小さいことから、仮に標準応答スペクトルを考慮しても事故シーケンスグループの選定に影響はないと考えられる。しかしながら、地震PRAの各評価ステップに沿って、標準応答スペクトルを考慮した場合の影響を以下のとおり検討し、地震PRA及び事故シーケンスグループの選定への影響を確認した。

(1) 地震PRAの評価手法

地震レベル1 PRAの評価フローを第3-1図に示す。

地震レベル1 PRAは、地震ハザード評価に基づき実施しており、地震ハザード評価が変更となれば、後段のフラジリティ評価や事故シーケンス評価にも影響を与えることとなる。既許可における確率論的地震ハザードに基づくPRAの結果を踏まえた重大事故等対策の有効性評価を行うための事故シーケンスグループの選定について、地震PRAの各評価ステップに沿って、標準応答スペクトルを考慮した場合の影響について確認する。

第2-1図 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス選定の全体プロセス
(平成26年9月10日許可に係る添付書類十追補2, I 事故シーケンスグループおよび重要事故シーケンス等の選定について
第I-1図 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス選定の全体プロセス の再掲)

3. 標準応答スペクトル考慮に伴う地震PRA及び事故シーケンスグループの選定への影響

2. のとおり、事故シーケンスグループの選定における地震事象特有の事故シナリオは、炉心損傷頻度に対する寄与が極めて小さいことから、仮に標準応答スペクトルを考慮しても事故シーケンスグループの選定に影響はないと考えられる。しかしながら、地震PRAの各評価ステップに沿って、標準応答スペクトルを考慮した場合の影響を以下のとおり検討し、地震PRA及び事故シーケンスグループの選定への影響を確認した。

(1) 地震PRAの評価手法

地震レベル1 PRAの評価フローを第3-1図に示す。地震レベル1 PRAは地震ハザード評価に基づき実施しており、地震ハザード評価が変更となれば、後段のフラジリティ評価や事故シーケンス評価にも影響を与えることとなる。既許可における確率論的地震ハザードに基づくPRAの結果を踏まえた重大事故等対策の有効性評価を行うための事故シーケンスグループの選定について、地震PRAの各評価ステップに沿って、標準応答スペクトルを考慮した場合の影響について確認する。

添付 1-2

添付1-2

【川内 1, 2 号】川内標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請書の変更要否の整理について 比較表

伊方発電所 3 号炉（令和 4 年 1 月 18 日提出版）	川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉	差異理由
<p>第3-1図 地震レベル1 P R Aの評価フロー</p> <p>(2) 標準応答スペクトル考慮に伴う地震P R Aへの影響</p> <p>① 確率論的地震ハザードへの影響</p> <p>既許可で実施した確率論的地震ハザード解析は、日本原子力学会「原子力発電所の地震を起因とした確率論的安全評価実施基準：2007」に基づき、一つの地震に対して、震源の位置、地震の規模及び発生頻度を特定して扱うモデルから評価する方法（特定震源モデルに基づく方法）及び個々の地震の震源を個別に扱わずに、ある拡がりを持った領域の中で発生する地震群として扱うモデルから評価する方法（領域震源モデルに基づく評価方法）にて評価を行っている。このうち、領域震源モデルに基づく方法では、震源を特定せず策定する地震動に対する評価が含まれており、地震の規模と頻度を事前に特定することができない地震に対して、最大地震規模M7.3に対する評価を実施していることから、標準応答スペクトル（最大地震規模M6.9程度）を踏まえても確率論的地震ハザード評価の変更は不要であり、地震ハザードに影響はない。</p> <p>震源を特定せず策定する地震動による基準地震動Ss-3（標準応答スペクトルに基づく基準地震動Ss-3-3を含む）の応答スペクトルと領域震源モデルによる一様ハザードスペクトルとの比較を第3-2図に示す。基準地震動Ss-3の年超過確率は、$10^{-4} \sim 10^{-7}$程度である。なお、参考として、敷地ごとに震源を特定して策定する地震動による基準地震動Ss-1及び基準地震動Ss-2の応答スペクトルと一様ハザードスペクトルとの比較も第3-3図及び第3-4図に示しており、基準地震動Ss-1及び基準地震動Ss-2の年超過確率は、</p> <p>添付1-3</p>	<p>第3-1図 地震レベル1 P R Aの評価フロー</p> <p>(2) 標準応答スペクトル考慮に伴う地震P R Aへの影響</p> <p>① 確率論的地震ハザードへの影響</p> <p>既許可申請書（平成 25 年 7 月 8 日申請、平成 26 年 9 月 10 日許可）の添付書類六「7.5 地震」で基準地震動の超過確率参照のために実施した確率論的地震ハザード解析は、日本原子力学会「原子力発電所の地震を起因とした確率論的安全評価実施基準：2007」に基づき、一つの地震に対して、震源の位置、地震の規模及び発生頻度を特定して扱うモデルから評価する方法（特定震源モデルに基づく方法）及び個々の地震の震源を個別に扱わずに、ある拡がりを持った領域の中で発生する地震群として扱うモデルから評価する方法（領域震源モデルに基づく評価方法）にて評価を行っている。このうち、領域震源モデルに基づく方法では、震源を特定せず策定する地震動に対する評価が含まれており、地震の規模と頻度を事前に特定することができない地震に対して、最大地震規模M7.1に対する評価を実施していることから、標準応答スペクトル（最大地震規模M6.9程度）を踏まえても確率論的地震ハザード評価の変更は不要であり、確率論的地震ハザードに影響はない。</p> <p>標準応答スペクトルを考慮した地震動による基準地震動 Ss-3 を含む基準地震動 Ss の応答スペクトルと特定震源モデル及び領域震源モデルの双方に基づく一様ハザードスペクトルとの比較図を第 3-2 図に示す。基準地震動 Ss の超過確率は、$10^{-4} \sim 10^{-5}$ 程度であり、既許可評価と同等である。</p>	

【川内 1,2 号】川内標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請書の変更要否の整理について 比較表

伊方発電所 3 号炉（令和 4 年 1 月 18 日提出版）	川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉	差異理由
<p>10⁻⁴～10⁻⁶程度である。既許可申請書においては、全周期帯に亘って地震動レベルが大きく、伊方発電所の代表的な基準地震動であるSs-1の応答スペクトルと一様ハザードスペクトルとの比較を示しているが、標準応答スペクトルに基づく基準地震動Ss-3-3を追加しても代表性の考え方にはない。</p> <p>② フラジリティへの影響 建屋フラジリティ評価では、現実的耐力と現実的応答による方法を採用した評価を、機器フラジリティ評価では、耐力係数と応答係数による方法を採用した評価を行っている。いずれの評価とも、確率論的地震ハザードから算出する一様ハザードスペクトルを用いている。 標準応答スペクトルを考慮した場合でも、「① 確率論的地震ハザードへの影響」のとおり影響はないことから、確率論的地震ハザードから算出される一様ハザードスペクトルについても影響はない。このため、フラジリティ評価に影響はない。</p> <p>③ 炉心損傷頻度への影響 炉心損傷頻度は、地震ハザード評価と建屋・機器フラジリティ評価に基づき事故シーケンス評価によって算出される。「① 確率論的地震ハザードへの影響」、「② フラジリティへの影響」より、標準応答スペクトルを考慮した場合でも、確率論的地震ハザード評価及びフラジリティ評価に影響を与えるものでないことから、すべての事故シーケンスの炉心損傷頻度への影響はない。</p> <p>(3) 標準応答スペクトル考慮に伴う事故シーケンスグループへの影響 標準応答スペクトルを考慮した場合においても、これまで認識されていない地震による建屋、機器の損傷や損傷形態が生じることは考えられない。このため、外部事象特有の事故シーケンスとして抽出されている 4 事象以外の新たな外部事象特有の事故シーケンスは抽出されない。また、新たな事故シーケンスグループの追加要否を検討した際の頻度及び影響の観点について、標準応答スペクトルを考慮することによる外部事象特有の事故シーケンスとして抽出されている 4 事象への影響を整理した。 頻度の観点については、「(2) 標準応答スペクトル考慮による地震 P R A への影響」により、標準応答スペクトルを考慮した場合においても炉心損傷頻度への影響はない。このため、全炉心損傷頻度に対する外部事象特有の事故シーケンスの寄与割合が極めて小さいことに変わりなく、頻度の観点において、外部事象特有の事故シーケンスグループとして新たに追加する必要はない。</p> <p>添付1-4</p>	<p>既許可申請書の地震 P R A においては、全周期帯に亘って地震動レベルが大きく、川内原子力発電所の代表的な地震動である Ss-1 の応答スペクトルと一様ハザードスペクトルの比較を示している。標準応答スペクトルを考慮した基準地震動 Ss-3 の応答スペクトルは、短周期帯で基準地震動 Ss-1 を上回るが、標準応答スペクトルを考慮した基準地震動 Ss-3 を追加しても、前述の通り確率論的地震ハザードへの影響はなく、確率論的地震ハザードから算出する一様ハザードスペクトルについても同様に変更はない。</p> <p>② フラジリティへの影響 建屋フラジリティ評価では、現実的耐力と現実的応答による方法を採用した評価を、機器フラジリティ評価では、耐力係数と応答係数による方法を採用した評価を行っている。いずれの評価とも、確率論的地震ハザードから算出する一様ハザードスペクトルを用いている。 標準応答スペクトルを考慮した場合でも、「① 確率論的地震ハザードへの影響」のとおり影響はないことから、確率論的地震ハザードから算出される一様ハザードスペクトルについても影響はない。このため、フラジリティ評価に影響はない。</p> <p>③ 炉心損傷頻度への影響 炉心損傷頻度は、地震ハザード評価と建屋・機器フラジリティ評価に基づき事故シーケンス評価によって算出される。「① 確率論的地震ハザードへの影響」及び「② フラジリティへの影響」より、標準応答スペクトルを考慮した場合でも、確率論的地震ハザード評価及びフラジリティ評価に影響を与えるものでないことから、すべての事故シーケンスの炉心損傷頻度への影響はない。</p> <p>(3) 標準応答スペクトル考慮に伴う事故シーケンスグループへの影響 標準応答スペクトルを考慮した場合においても、これまで認識されていない地震による建屋、機器の損傷や損傷形態が生じることは考えられない。このため、外部事象特有の事故シーケンスとして抽出されている 5 事象以外の新たな外部事象特有の事故シーケンスは抽出されない。また、新たな事故シーケンスグループの追加要否を検討した際の頻度及び影響の観点について、標準応答スペクトルを考慮することによる外部事象特有の事故シーケンスとして抽出されている 5 事象への影響を整理した。 頻度の観点については、「(2) 標準応答スペクトル考慮による地震 P R A への影響」により、標準応答スペクトルを考慮した場合においても炉心損傷頻度への影響はない。このため、全炉心損傷頻度に対する外部事象特有の事故シーケンスの寄与はない。</p>	<p>・基準地震動 Ss-3 は短周期帯で基準地震動 Ss-1 を上回る旨を記載している。</p>

【川内 1, 2 号】川内標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請書の変更要否の整理について 比較表

伊方発電所 3 号炉（令和 4 年 1 月 18 日提出版）	川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉	差異理由
<p>影響の観点については、外部事象特有の事象が発生した場合に影響を緩和する対策を既許可において整備している。このため、仮に標準応答スペクトルに相当する地震により外部事象特有の事象が発生したとしても、整備済みの対策で対応可能であり、影響の観点において、外部事象特有の事故シーケンスグループとして新たに追加する必要はない。</p> <p>4.まとめ 標準応答スペクトルを考慮しても、地震 P R A に用いる確率論的地震ハザード評価の変更は不要であり、後段のフラジリティ評価にも影響ないため、地震 P R A に影響はない。このため、新たな事故シーケンスグループの追加についても、追加要否を検討した際の頻度及び影響の観点から、標準応答スペクトルを考慮することによる事故シーケンスグループの追加の必要はない。よって、既許可における事故シーケンスグループ選定の評価に影響はない。</p> <p style="text-align: center;">以 上</p> <p>添付1-5</p>	<p>割合が極めて小さいことに変わりはなく、頻度の観点において、外部事象特有の事故シーケンスグループとして新たに追加する必要はない。</p> <p>影響の観点については、外部事象特有の事象が発生した場合に影響を緩和する対策を既許可において整備している。このため、仮に標準応答スペクトルに相当する地震により外部事象特有の事象が発生したとしても、整備済みの対策で対応可能であり、影響の観点において、外部事象特有の事故シーケンスグループとして新たに追加する必要はない。</p> <p>4.まとめ 標準応答スペクトルを考慮しても、地震 P R A に用いる確率論的地震ハザード評価の変更は不要であり、後段のフラジリティ評価にも影響ないため、地震 P R A に影響はない。このため、新たな事故シーケンスグループの追加についても、追加要否を検討した際の頻度及び影響の観点から、標準応答スペクトルを考慮することによる事故シーケンスグループの追加の必要はない。よって、既許可における事故シーケンスグループ選定の評価に影響はない。</p> <p style="text-align: center;">以 上</p> <p>添付 1-5</p>	

【川内 1, 2 号】川内標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請書の変更要否の整理について 比較表

伊方発電所 3 号炉（令和 4 年 1 月 18 日提出版）	川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉	差異理由
<p>第 3-2 図(1) 基準地震動 Ss-3 と領域震源による一様ハザードスペクトルの比較 (水平方向)</p>	<p>第 3-2 図(1) 基準地震動と一様ハザードスペクトルの比較 (水平方向)</p>	<p>添付 1-6</p> <p>添付 1-6</p>

【川内 1, 2 号】川内標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請書の変更要否の整理について 比較表

伊方発電所 3 号炉（令和 4 年 1 月 18 日提出版）	川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉	差異理由
<p>第 3-2 図(2) 基準地震動 Ss-3 と領域震源による一様ハザードスペクトルの比較 (鉛直方向)</p> <p>添付 1-7</p>	<p>第 3-2 図(2) 基準地震動と一様ハザードスペクトルの比較 (鉛直方向)</p> <p>添付 1-7</p>	

【川内 1, 2 号】川内標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請書の変更要否の整理について 比較表

伊方発電所 3 号炉（令和 4 年 1 月 18 日提出版）	川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉	差異理由
<p>第 3-3 図(1) 基準地震動 Ss-1 と一様ハザードスペクトルの比較 (水平方向)</p> <p>添付1-8</p>		

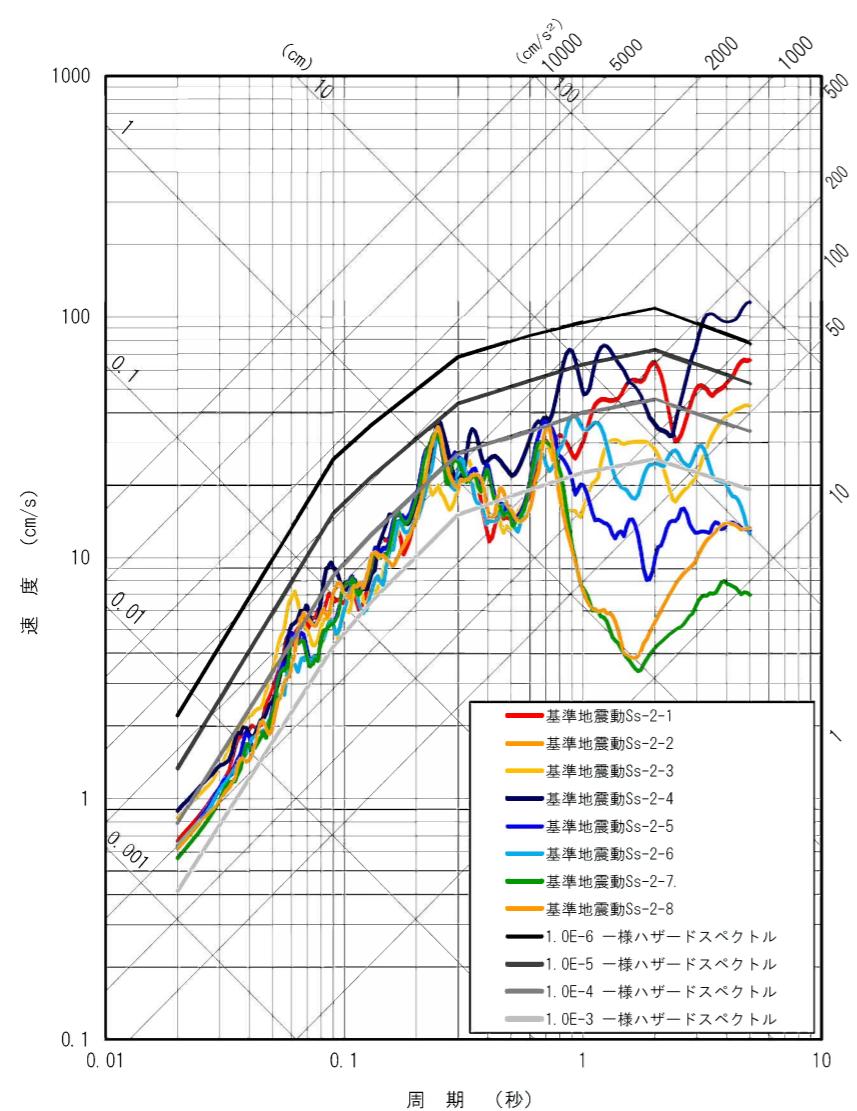
【川内 1, 2 号】川内標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請書の変更要否の整理について 比較表

伊方発電所 3 号炉（令和 4 年 1 月 18 日提出版）	川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉	差異理由
<p>第 3-3 図(2) 基準地震動 Ss-1 と一様ハザードスペクトルの比較 (鉛直方向)</p> <p>添付1-9</p>		

【川内 1, 2 号】川内標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請書の変更要否の整理について 比較表

伊方発電所 3 号炉（令和 4 年 1 月 18 日提出版）	川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉	差異理由
<p>第 3-4 図(1) 基準地震動 Ss-2 と一様ハザードスペクトルの比較 (水平方向)</p> <p>添付1-10</p>		

【川内 1, 2 号】川内標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請書の変更要否の整理について 比較表

伊方発電所 3 号炉（令和 4 年 1 月 18 日提出版）	川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉	差異理由
 <p>第 3-4 図(2) 基準地震動 Ss-2 と一様ハザードスペクトルの比較 (鉛直方向)</p> <p>添付1-11</p>		

参考資料

【川内1,2号】川内標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請書の変更要否の整理について 比較表

伊方発電所3号炉(令和4年1月18日提出版)										川内原子力発電所1号炉及び2号炉										差異理由
参考資料																				
事故シーケンス	シーケンス別CDF(%)	地震	津波	合計	當与割合 (%)	主要因	炉心損傷に至る	グループ別	全CDFへの割合	規則で想定する事故シーケンスグループ	規則の解釈									
小破断LOCA+補助給水失敗	6.3E-09	1.1E-10	—	6.4E-09	<0.1			CDF(%)												
主給水流量喪失+補助給水失敗	3.3E-07	2.3E-08	—	3.5E-07	0.1															
過渡現象+補助給水失敗	2.9E-06	—	—	2.9E-06	1.1															
手動停止+補助給水失敗	6.9E-06	—	—	6.9E-06	2.6	蒸気発生器から の除熱に失敗	1.2E-05	4.6%	2次冷却系からの 除熱機能喪失											
外部電源失敗+補助給水失敗	1.3E-07	1.7E-08	—	1.5E-07	<0.1															
2次冷却系の破断+蒸気隔壁失敗	1.2E-06	4.6E-10	—	1.2E-06	0.4															
2次冷却系の破断+蒸気隔壁失敗	5.2E-11	9.8E-10	—	1.0E-09	<0.1															
蒸気発生器が熱管爆発+補助給水失敗	6.6E-08	—	—	6.6E-08	0.1															
過渡現象+補助給水失敗(炉内構造物等の損傷)※1	—	6.0E-07	—	6.0E-07	0.2															
外部電源喪失+非常用所内交流動力電源喪失	5.8E-06	1.6E-06	—	7.4E-06	2.8	サポート機能	7.4E-06	2.8%	全交流動力電源喪失											
原子炉補機冷却機能喪失+RCPシャトルLOCA	2.0E-04	2.9E-05	1.3E-05	2.1E-04	91.2	サポート機能の喪失 (炉内冷却機能)	2.4E-04	92%	原子炉補機冷却 機能喪失											
原子炉補機冷却機能喪失+注入失敗LOCA	9.0E-07	ε	3.8E-09	9.4E-09	<0.1	容器内気相部 の漏失	3.2E-07	0.1%	原子炉格納容器の 除熱機能喪失											
大破断LOCA+低圧再循環失敗	5.8E-09	ε	—	1.8E-11	<0.1															
大破断LOCA+低圧再循環失敗+加圧器遮断失敗	2.8E-12	ε	—	2.8E-12	<0.1															
中破断LOCA+低圧再循環失敗	8.0E-09	1.8E-09	—	9.9E-09	<0.1	容器内気相部 の漏失	3.2E-07	0.1%	原子炉格納容器の 除熱機能喪失											
原子炉補機冷却機能喪失+注入失敗	2.6E-08	1.7E-09	—	2.8E-08	<0.1															
大破断LOCA+低圧再循環失敗+格納容器スプレイ注入失敗	1.2E-08	1.6E-08	—	2.8E-08	<0.1	反応堆抑制に失敗	2.8E-08	0.0%	原子炉停止機能喪失											
小破断LOCA+低圧再循環失敗	6.2E-09	1.8E-09	—	1.9E-07	<0.1															
中破断LOCA+低圧再循環失敗+注入失敗	1.2E-08	1.9E-10	—	2.3E-07	<0.1															
大破断LOCA+低圧再循環失敗+格納容器スプレイ注入失敗	2.6E-08	2.2E-10	—	6.0E-08	<0.1															
中破断LOCA+低圧再循環失敗+注入失敗	1.2E-08	1.6E-08	—	2.8E-08	<0.1	反応堆抑制に失敗	2.8E-08	0.0%	原子炉停止機能喪失											
大破断LOCA+低圧再循環失敗+格納容器スプレイ注入失敗	1.2E-08	1.6E-08	—	1.8E-08	<0.1															
小破断LOCA+低圧注入失敗	9.2E-09	3.1E-08	—	4.0E-08	<0.1	1次系保有水 の喪失	1.6E-06	0.6%	ECCS注水機能 喪失											
中破断LOCA+低圧注入失敗	1.2E-08	7.1E-08	—	6.7E-09	<0.1															
中破断LOCA+高圧注入失敗	1.2E-06	6.2E-08	—	1.3E-06	0.5															
大破断LOCA+高圧再循環失敗+高圧再循環失敗	2.6E-08	2.6E-09	—	2.8E-08	<0.1	炉心の長期冷却	5.0E-07	0.2%	ECCS再循環機能 喪失											
中破断LOCA+高圧再循環失敗	1.1E-07	9.0E-09	—	1.1E-07	<0.1	に失敗	1.6E-06	0.6%	ECCS注水機能 喪失											
大破断LOCA+高圧再循環失敗	3.6E-07	9.0E-10	—	3.6E-07	0.1															
小破断LOCA+高圧注入失敗	1.7E-07	—※2	—	1.7E-07	<0.1	1次系保有水 の喪失	1.7E-07	0.1%	ECCS注水機能 喪失											
中破断LOCA+高圧注入失敗	3.0E-11	—	—	3.0E-11	<0.1	から漏えい	2.3E-07	0.0%												
小破断LOCA+高圧注入失敗	—	2.5E-09	—	2.5E-09	<0.1	外部事象による 大規模な損傷	6.3E-10	0.0%												
中破断LOCA+高圧再循環失敗	—	6.3E-10	—	6.3E-10	0.0%															
大破断LOCA+高圧再循環失敗	—	4.4E-08	1.1E-08	5.5E-08	<0.1															
小破断LOCA+高圧再循環失敗	—	1.8E-08	—	1.8E-08	<0.1															
蒸気発生器伝熱管破裂(複数本破損)	2.2E-04	3.2E-05	1.4E-04	2.6E-04	100.0	—	2.6E-04	100.0%												
合計	2.5E-04	3.3E-05	1.4E-04	2.8E-04	100.0%	—	2.8E-04	100.0%												

表 PRA結果に基づく新たな事故シーケンスグループの検討
(平成27年7月15日許可に係る添付書類十追補2.1 事故シーケンスグループおよび重要事象シーケンス等の選定について 第1-7表 PRA結果に基づく新たな事故シーケンスグループの検討)※1：複数の信号系の損傷を含む。
※2：蒸気発生器伝熱管破裂(複数本破損)に含まれる。

e : 1.0E-11未満

参考資料

表 PRA結果に基づく新たな事故シーケンスグループの検討
(平成26年9月10日許可に係る添付書類十追補2.1 事故シーケンスグループおよび重要事象シーケンス等の選定について 第1-7表 PRA結果に基づく新たな事故シーケンスグループの検討)※1：複数の信号系の損傷を含む。
※2：蒸気発生器伝熱管破裂(複数本破損)に含まれる。

e : 1.0E-11未満

事故シーケンス	シーケンス別CDF(%)	地震	津波	合計	當与割合 (%)	主要因	炉心損傷に至る	グループ別	全CDFへの割合	規則で想定する事故シーケンスグループ	規則の解釈
小破断LOCA+補助給水失敗	2.0E-09	1.1E-10	—	6.4E-09	<0.1			CDF(%)			
主給水流量喪失+補助給水失敗	3.3E-07	2.3E-08	—	3.5E-07	0.1						
過渡現象+補助給水失敗	2.9E-06	—	—	2.9E-06	1.1						
手動停止+補助給水失敗	6.9E-06	—	—	6.9E-06	2.6	蒸気発生器から の除熱に失敗	1.2E-05	4.6%	2次冷却系の除熱機能喪失		
外部電源失敗+補助給水失敗	1.3E-07	1.7E-08	—	1.5E-07	<0.1						
2次冷却系の破断+蒸気隔壁失敗	1.2E-06	4.6E-10	—	1.2E-06	0.4						
2次冷却系の破断+蒸気隔壁失敗	5.2E-11	9.8E-10	—	1.0E-09	<0.1						
蒸気発生器が熱管爆発+補助給水失敗	6.6E-08	—	—	6.6E-08	0.1						
過渡現象+補助給水失敗(炉内構造物等の損傷)※1	—	6.0E-07	—	6.0E-07	0.2						
外部電源喪失+非常用所内交流動力電源喪失	5.8E-06	1.6E-06	—	7.4E-06	2.8	サポート機能	7.4E-06	2.8%	全交流動力電源喪失		
原子炉補機冷却機能喪失+RCPシャトルLOCA	2.0E-04	2.9E-05	1.3E-05	2.1E-04	91.2	サポート機能の喪失 (炉内冷却機能)	2.4E-04	92%	原子炉補機冷却 機能喪失		
原子炉補機冷却機能喪失+注入失敗LOCA	9.0E-07	ε	3.8E-09	9.4E-09	<0.1	容器内気相部 の漏失	3.2E-07	0.1%	原子炉格納容器の 除熱機能喪失		
大破断LOCA+低圧再循環失敗	2.8E-12	ε	—	2.8E-12	<0.1						
中破断LOCA+低圧再循環失敗	8.0E-09	1.8E-09	—	9.9E-09	<0.1	容器内気相部 の漏失	3.2E-07	0.1%	原子炉格納容器の 除熱機能喪失		
原子炉補機冷却機能喪失+注入失敗	2.6E-08	1.7E-09	—	2.8E-08	<0.1						
大破断LOCA+低圧再循環失敗+格納容器スプレイ注入失敗	1.2E-08	1.6E-08	—	2.8E-08	<0.1	反応堆抑制に失敗	2.8E-08	0.0%	原子炉停止機能喪失		
小破断LOCA+低圧再循環失敗	6.2E-09	1.8E-09	—	1.9E-07	<0.1						
中破断LOCA+低圧注入失敗											

【川内 1, 2 号】川内標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請書の変更要否の整理について 比較表

伊方発電所 3 号炉（令和 4 年 1 月 18 日提出版）	川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉	差異理由
<p>添付資料 2</p> <p>基準津波と組み合わせる地震について</p> <p>1. はじめに 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正に伴う重大事故等対処に必要な施設及び体制の整備等に伴い申請し、平成27年7月15日付け原規規発第1507151号で許可を受けた設置変更許可において、基準津波と組み合わせる地震について、「余震の発生の可能性を検討した上で、必要に応じて余震による荷重と入力津波による荷重との組み合わせを考慮する。」としている。 この許可を受けた方針に基づき、平成28年3月23日付原規規発第1603231号で認可された工事計画認可申請書において、「基準津波については基準地震動 (Ss-1) と積雪の荷重を施設の形状、配置に応じて考慮する。」と、具体的な設計方針を策定している。 本資料では、基準津波と組み合わせる地震について、基準地震動Ss-1とした根拠を整理し、標準応答スペクトルに基づく基準地震動Ss-3-3の追加がこの方針に影響しないことを確認するものである。</p> <p>2. 基準津波と組み合わせる地震の考え方 伊方3号炉の基準津波の波源は、基準地震動Ssのうち敷地ごとに震源を特定して策定する地震動で考慮している震源を踏まえ、敷地前面海域の断層群（中央構造線断層帯：海域部）を対象として波源を設定しているが、津波と地震動は伝播速度が異なることから、敷地において基準津波による津波とその波源（震源）による地震動（本震）が重なることはない。 一方、余震については、津波と重なる可能性が否定できないため、余震を定義し、余震荷重を設定することとしている。 余震の震源断層は、基準津波の波源の断層とし、その波源に余震規模を設定し、それにに基づき設定した耐専スペクトルを全ての周期で大きく上回る基準地震動 Ss-1の地震力を余震荷重として考慮している。（第2-1図参照） 以上の考え方及び詳細な説明については、平成28年3月3日提出の資料番号CP-161「伊方発電所3号機 工事計画に係る説明資料（耐震設計上重要な設備を設置する施設に対する自然現象等への配慮に関する説明書）」のうち、「2. 基準津波と組み合わせる地震について」に記載している。</p>	<p>添付資料 2</p> <p>基準津波と組み合わせる地震について</p> <p>1. はじめに 基準津波と組み合わせる地震の考え方については、平成26年9月10日付け原規規発第1409102号で許可を受けた設置変更許可において、「余震の発生の可能性を検討した上で、必要に応じて余震による荷重と入力津波による荷重との組合せを考慮する。」としている。 この許可を受けた方針に基づき、平成27年3月18日付け原規規発第1503181号及び平成27年5月22日付け原規規発第1505221号で認可された工事計画認可申請書において、「基準津波については地震 (Sd) と雪の荷重を、施設の形状、配置に応じて考慮する。」と、具体的な設計方針を策定している。 本資料では、基準津波と組み合わせる地震について、弾性設計用地震動 Sd とした根拠を整理し、標準応答スペクトルに基づく弾性設計用地震動 Sd-3 の追加がこの方針に影響しないことを確認するものである。</p> <p>2. 基準津波と組み合わせる地震の考え方 川内 1 号炉及び川内 2 号炉の基準津波の波源は、琉球海溝北部～中部を対象として設定している。基準津波と余震の荷重の組合せを考慮すべき設備の設計にあたって、余震による地震荷重は、基準津波の波源の活動に伴い発生する本震に対して保守性を有する弾性設計用地震動 Sd を考慮する。（第 2-1 図参照） 以上の考え方及び詳細な説明については、平成 27 年 3 月 16 日提出の資料番号 K0-118 改 1 「川内原子力発電所 1 号機工事計画に係る説明資料（耐震設計上重要な設備を設置する施設に関する説明書（自然現象への配慮に関する説明を含む）」及び平成 27 年 5 月 13 日提出の資料番号 K0-220 改 1 「川内原子力発電所 2 号機工事計画に係る説明資料（耐震設計上重要な設備を設置する施設に関する説明書（自然現象への配慮に関する説明を含む）」のうち「資料 2 工事計画に係る補足説明資料（津波） 5.1 地震と津波の組合せで考慮する荷重について」に記載している。</p>	<p>・川内 1, 2 号は、基準津波と組み合わせる地震として弾性設計用地震動 Sd を用いている。</p>

添付2-1

添付 2-1

【川内 1, 2 号】川内標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請書の変更要否の整理について 比較表

伊方発電所 3 号炉（令和 4 年 1 月 18 日提出版）	川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉	差異理由
<p>伊方発電所 3 号炉（令和 4 年 1 月 18 日提出版）</p> <p>第2-1図 敷地前面海域の断層群（中央構造線断層帯）を震源とした余震の耐専スペクトルと基準地震動Ss-1の比較</p>	<p>川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉</p> <p>第2-1 図 基準津波の活動に伴う本震と弾性設計用地震動 Sd の応答スペクトルの比較</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・川内 1, 2 号は、基準津波と組み合わせる地震として弾性設計用地震動 Sd を用いている。

3. 標準応答スペクトルに基づく基準地震動Ss-3-3の追加に伴う影響

標準応答スペクトルに基づく基準地震動Ss-3-3は、震源を特定せず策定する地震動であり、同地震動を追加したとしても、伊方3号炉の基準津波の波源の考慮に影響を及ぼすものではない。

また、今回の設置変更許可申請は、基準地震動Ss-3-3を追加する旨の申請であり、余震として設定した敷地前面海域の断層群（中央構造線断層帯）を震源とした余震の耐専スペクトルと基準地震動Ss-1の大小関係についても影響を及ぼすものではない。

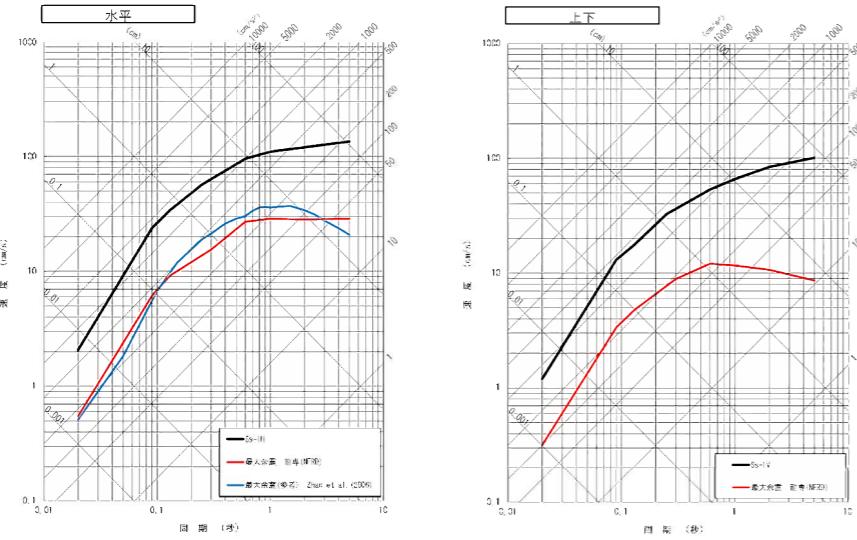
このことから、標準応答スペクトルに基づく基準地震動Ss-3-3を追加したとしても、基準津波と組み合わせる地震として、基準地震動Ss-1を考慮するとの考え方方に変更はない。

以上

添付2-2

添付 2-2

【川内 1, 2 号】川内標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う設置変更許可申請書の変更要否の整理について 比較表

伊方発電所 3 号炉（令和 4 年 1 月 18 日提出版）	川内原子力発電所 1 号炉及び 2 号炉	差異理由
 <p>第2-1図 敷地前面海域の断層群（中央構造線断層帯）を震源とした 余震の耐専スペクトルと基準地震動Ss-1の比較</p>	<p>3. 標準応答スペクトルに基づく基準地震動Ss-3-3の追加に伴う影響</p> <p>標準応答スペクトルに基づく基準地震動Ss-3-3は、震源を特定せず策定する地震動であり、同地震動を追加したとしても、伊方3号炉の基準津波の波源の考慮に影響を及ぼすものではない。</p> <p>また、今回の設置変更許可申請は、基準地震動Ss-3-3を追加する旨の申請であり、余震として設定した敷地前面海域の断層群（中央構造線断層帯）を震源とした余震の耐専スペクトルと基準地震動Ss-1の大小関係についても影響を及ぼすものではない。</p> <p>このことから、標準応答スペクトルに基づく基準地震動Ss-3-3を追加したとしても、基準津波と組み合わせる地震として、基準地震動Ss-1を考慮するとの考え方には変更はない。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>3. 標準応答スペクトルに基づく弾性設計用地震動 Sd-3 の追加に伴う影響</p> <p>標準応答スペクトルに基づく弾性設計用地震動 Sd-3 は、震源を特定せず策定する地震動であり、同地震動を追加したとしても、川内 1 号炉及び川内 2 号炉の基準津波の波源の考慮に影響を及ぼすものではない。</p> <p>また、今回の設置変更許可申請は震源を特定せず策定する地震動として標準応答スペクトルを考慮した地震動を追加する旨の申請であり、余震として設定した基準津波の波源の活動に伴う本震と弾性設計用地震動 Sd の応答スペクトルの大小関係についても影響を及ぼすものではない。</p> <p>このことから、標準応答スペクトルに基づく弾性設計用地震動 Sd-3 を追加したとしても、基準津波と組み合わせる地震として、弾性設計用地震動 Sd を考慮するとの考え方には変更はない。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 川内 1, 2 号は、基準津波と組み合わせる地震として弾性設計用地震動 Sd を用いている。

添付2-2

添付 2-3